

府県公報誌の機能と管理

—伝達と記録のメディア—

太田 富康

1 はじめに

歴史的なスパンで保存し利用され続け、また、当初作成時の情報伝達対象者とは異なる利用者を想定するアーカイブズにとって、テキストとともにコンテキストが重要であることは言を待たない。記録の作成からの一連の過程の中で、良質なコンテキスト情報を整備し、保持・提供していくためのシステムは、アーカイブズ学の主要な研究対象であろう。一方、アーカイブズ制度確立以前に形成されたアーカイブズに対しては、遡ってコンテキストの調査研究が必要となる。ここにアーカイブズを歴史的に探求する必要性が生じる。

現代の理解では、アーカイブズは市民共有の財産として、原則的には情報資源たる記録そのものの全面的な公開を前提としている。そのようなアーカイブズ制度は、日本においては戦後まで成立をみないが、過去の歴史的段階においては、統治や行政目的の遂行に合目的な文書や資料が選択的に公開された。明治後期以降、府県レベルでの図書館の普及や地方改良運動とあいまって、府県史編纂事業による編纂物やその編纂過程での記録類、県庁蔵書、あるいは廃棄公文書が図書館に移管され、公開される事例が散見されるようになる。あるいは、大量の愛知県庁廃棄文書の徳川黎明会図書館への移管など、利用者を限定するものの、⁽¹⁾ 学術資料としての一括保存措置もみられた。

これらは、相当の年月を経過した後の、二次的価値利用による移管であり、公開である。これに対し、一次的価値による記録自体の公開はほとんどなかったものと思われる。⁽²⁾ しかし、記録という情報資源に登載されている情

報単位ならば、選択的・加工的な公開が可能であり、法令など、逆に積極的に伝達しなければならないものも多い。ここに公報誌などの、伝えること自体を目的とした別媒体の情報資源が産み出されることになる。

情報資源が情報を媒体に定着させたものとするれば、その伝達・保存目的に適した形態の媒体に定着させられることになる。伝達・利用目的を問わない全面的な公開であるアーカイブズ制度や情報公開制度が整わない時代においては、選択された情報が、選択された形式に加工され、選択された媒体によって伝達・公開される。その結果として、原議文書簿冊と公報誌という異なる情報資源、情報伝達体に同一情報が残されることになるが、そのコンテキスト情報は異なる。

公報誌と他の簿冊記録等は、ともに資料群を構成する一郭を成すが、その作成の目的や機能等のコンテキストは全く異なるものであり、テキストが果たした役割も異なる。それは、いかなる情報を、いかなる手段により住民に伝達・周知しようとしたか、逆にいえば、いかなる情報は伝えなかったか、という行政体の情報政策を示すものであり、アーカイブズが形成された時代、地域社会の情報環境というコンテキストを解明するものでもある。これは、国民国家論の国民統合手段や、国家権力が国民を統治し管理する手段としての課題にも応えていくものであろう。⁽³⁾

もちろん、そのような役割を担う媒体は、府県あるいは郡といったひとつの行政体内においても、公報誌だけに限定されるものではない。また、国—府県—郡市—町村という重層的な組織群によって遂行される行政施策に

においては、それぞれが持つ（あるいは持たない）公報誌等の媒体の相互関係も無視できない⁴⁾。民間や関係団体による雑誌や新聞というメディア、及びそれらの相互関係も重要となる。さらには、地域内での口頭のコミュニケーションがあり、それは公報誌や新聞等の購読率・普及度の低い段階ではことに重要となる。

前述のように、公報誌は、住民に法令や告示事項をはじめとする情報を周知・伝達するという、共時的空間伝達に優れた情報伝達メディアである必要があるとともに、最も正確性を求められる記録として、通時的時間伝達を永続的に果たす必要も求められる情報資源である。これは、共時的にも通時的にも、特定の人間・組織間でのみ伝達となされる一般文書とは大きく異なる要素である。

本稿は以上のような問題意識と視点に立ち、府県公報誌について、法制史としてではなく、情報伝達メディアと記録・アーカイブズという視点から、その基礎的な検討を行おうとするものである。

2 府県公報誌の成立と新聞

2-1 官報の創刊とその性格

現在、『官報』は法律等の公布や国の公告誌として知られるが、初期の官報は「法の支配の画一化・標準化」という目的のほかに、「国家の政策的意図に沿った内外の諸情報をも掲載することで、近代化を推進する政府諸機関や地域社会にとっての総合的な情報紙という性格」を担うものであった⁵⁾。『太政官日誌』の明治10年（1877）1月での廃刊以後、そのような機能は、『東京日々新聞』への「太政官記事及公報」の掲載にとどまっておろ、法の一元的かつ正確な伝達と、地方の近代化（文明開化・殖産興業）を進めるための有益情報の伝達を目的とする、政府独自の広報メディアが求められていたのである。明治16年の創刊時点において、官報は公告式としては位置付けられなかったが、一方で次のような内外の情報を報じた。

- 1 雑件：行幸行啓謁謁、参事院回答並審理、諸官庁伺指令、軍艦出入、官吏転職出入等、雑事
- 2 外報：公使領事報告、外国新聞抄訳
- 3 学芸教育に関する事項
- 4 農工商業および山林に関する事項
- 5 統計報告
- 6 気象報告
- 7 汽船出入
- 8 広告

その掲載すべき情報源として、1) 雑事、2) 兵事、3) 学事、4) 農事、5) 商事、6) 工事、7) 衛生事項、8) 警察事項の8項目の報告が府県にも求められた。いわば府県を支局に位置付けた全国紙であり、地域で起こった事案や出来事、あるいは新たな技術なども、他府県にとって有用な情報、あるいは他府県を督励するに有効な情報と判断されれば、官報によって全国的に共有される体制が整えられたといえる。

それは、自由民権運動のなか、政府を批判する民間新聞に対するメディア政策でもあり、構想段階では、政府自身が公報誌を持つのではなく、新聞社に発行を委ねる案も検討されている。最終的には、官報に登載された記事の民間新聞への抄録転載を許可する形に落ち着いている。

2-2 府県公報誌の誕生

公報によるこのような情報環境は、府県においても同様であった。明治19年（1886）2月、「公文式」（勅令第1号）が公布され、「凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ、官報各府県庁到達日数ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス」（第10条）と、官報は法令の公布手段として位置付けられたが、地方に対しても6月3日、「府県管内諸達書公布式之儀、自今府県限適宜其方法ヲ設ケ施行セラルヘシ」という内訓が出された（内務省訓第380号）。また、7月に公布された「地方官官制」（勅令第54号）第4条が「府県令ハ官報其他特ニ定ムル方法ニ依リ、一般ニ公布シタル後其効力

アルモノトス」と、府県令の公布方法を規定した。これらを受け、府県は公布式を制定する必要が生じ、埼玉県では「県令公布上便宜ノ為メ」、翌8月という早期に公報誌『埼玉県報』を創刊した。⁽⁷⁾

しかし、すべての府県がこの段階で公報誌を創刊したわけではなく、民間新聞への登載をもって公布式とした府県が少なくない。福島県がこの1年後の20年9月に東北・北関東の8県（茨城、栃木、宮城、山形、群馬、新潟、秋田、岩手各県）を対象に実施した調査によれば、公報誌を発刊しているのは山形県1県のみで、その他秋田県が従来どおりの「摺物」による各官衙配布であるほかは、すべて新聞への登載を公布式としている。ただし、岩手県は県令のみを公布式として新聞に登載し、他の訓令・告示等は県が印刷配布していた。⁽⁸⁾

このような選択の差異には、新聞が選択肢となりえるか否か、という各府県のおかれたメディア環境が前提としてある。埼玉県域での新聞刊行は、明治5年（1872）の『埼玉新聞』を最初とする。発行所は文運社とあるが県庁舎内にあり、県の活版印刷機を用いての印刷で、県の広報誌ともいえる性格のものであった。発刊の目的は「庁中之事蹟管内人民遍ク知テ可ナルモノ」「満県ノ奇事其他巷説ト雖トモ有益ノ事」を広く管内に伝えるという知識普及・啓蒙にあった。近代化を進めるための有益情報の伝達という、官報の一方の目的と重なるものであったが、庁舎火災による器械焼失のため翌年11月の第15号で廃刊となった。⁽⁹⁾その後、9年10月の僉載社からの発刊にかかる第2次『埼玉新聞』も2か月余で廃刊、次いで10年に浦和町開益社から『埼玉新報』が創刊された。同紙には公報欄が設けられ、県の布告類が掲載されたが15年には廃刊となった。翌16年に復刊した埼玉新聞もわずか2か月で廃刊となった後、19年に9号のみで廃刊となった『五県新聞』（浦和嶽東社）を除き、県内発行の新聞は定着しなかった。⁽¹⁰⁾

『埼玉県報』が創刊されたのは、このよう

な地方新聞事情のもとであった。もちろん、布告や達は、その発布ごとに活版印刷に付され、戸長役場等に配布されていたが、より広い周知を図りえる新聞による広報手段を、埼玉県は持ち得なかったのである。これは、東京府に隣接し、中央紙の影響が強いという地勢上の条件にもよるであろう。

また、有力な新聞があったとしても、この時期の新聞は、政党紙の性格を持ち、府県政に批判的な論調のものも多い。府県の意向に沿う新聞社が求められることになる。これは、論調のみならず、新聞紙条例により新聞が発行停止となった際の公布機能の麻痺という、直接的な危惧に即結するものでもあった。⁽¹¹⁾福島県の調査質問項目にも、この際の対応が含まれている。「新聞紙登載ノ事件ハ予メ其大綱ヲ命令致置候ヘハ禁停止等ノ義無之筈」という宮城県の回答は、県が制御する新聞社が選択されていることを示唆している。

2-3 福島県の公布式と新聞

この点は、調査を行った福島県自身の明治19年における公布式決定の際の文書からより如実にうかがうことができる。福島県では、県のみならず郡町村の公報を含め、『福島新聞』への登載をもって公布式とした。より具体的には、新聞本紙に掲載するのではなく、別刷りの附録として、『福島県報』と題して発行された。

同社社主遠藤司によれば、同社は明治16年2月に「福島活版社建物及印刷器械等、悉皆県庁ヨリ御払ヲ請ケ、諸御達類及御庁中印刷之御用被仰付」就業した会社である。福島新聞は、従来福島新聞社から137号まで発行されていたものを引継ぎ、「第三百三十八号ヨリ逐号発刊併業」してきたとある。⁽¹²⁾明治15年の創刊は「県令三島通庸が自由党「撲滅」のために発行させたといわれ」、「典型的な「官権新聞」として誕生し、加えて明治十九年（一八八六）の時点では唯一の地元新聞であった」⁽¹³⁾。県令等登載にあたって提出された誓約書には、次のような項目が見られ、その「官権新聞」

の性格が表れている。¹⁴⁾

- 一 凡ソ新聞紙上ニ掲載スヘキ事件ニハ其大小軽重ヲ問ハス、事実ノ有無ヲ明確ニ探問シ、浮言流説等ハ登載不仕候
- 一 凡ソ論説ハ忠君愛國ヲ旨トシ、苟モ時流ニ奔リ、輕躁危激ニ渉ル等ノコトハ登載不仕候
- 一 凡ソ雜報ハ国利民福ニ関スル事項ヲ主トシ、傍ヲ勸善懲惡ニ從フヲ要スト雖モ、其事ノ猥褻ニ渉リ又者其事ノ人ノ榮譽ヲ害スルモノハ一切登録不仕候
- 一 論説ハ勿論、雜報ト雖モ内治外交上ニ関シ其治安ニ影響スルモノニシテ、其事ノ疑ハシキモノハ、予メ県庁ノ御指図ヲ請ケ登載可仕候

この誓約書は一年後の契約更新時に再度提出されているが、これに対し県は「朱書之通り修正之上、為差出候様致度」と多くの修正を施している。このことからすれば、最初の誓約書も原案は県が作成したことも推測される。ただし、上記引用のうち第2、第3項目は更新時に県によって削除されており、新聞社側からのものであったかもしれない。

こうして福島県では、「福島新聞附録」として発刊される『福島県報』を公布式とする体制がスタートしたが、新聞と公布式の関係はそれほど単純でなく、その後の県政との複雑な関係を山田英明氏が明らかにしている。すなわち、「実質的には自由党の「機関新聞」として創刊された」『福島民報』や、「河野広中の自由党脱党（明治三十年）を受けて誕生した」『福島民友新聞』も公布式として認可され、『福島県報』を附録として発行するようになる。山田氏が『県報』および公布式の変遷の背景には、県庁と県会あるいは政党間の対立があった。そこでは公布方法のあり方よりも、登載料の多寡が焦点となり、政党の機関新聞の勢力拡大に利用された」とまとめているように、政治動向と予算は、府県による差異を生み、また、同一府県でも複雑な変遷をたどることになる大きな要因となった。

2-4 新聞採用の利害得失に関する埼玉県庶務主任意見書

さて、当初から県による公報誌発刊をみた埼玉県においても、それがそのまま現在に継続したわけではなく、明治23年1月から翌24年3月の間は「官報附録」として発刊された。この方法は、前年に内閣官報局長より協議があり、「原稿運送ノ手形其他種々差支ヲ生シ候間、当分之内難應御協議」と回答していたものであるが、その後県会で議論となり、県会議長加藤政之助から吉田清英知事にあて建議書が出され実現したものである。また、わずか1年での埼玉県発行への復帰も「其開刊ノ当時ト異ナリ、近来官報発行部数及所載材料著ク増加シ、殊ニ帝国議會開会中ハ其議事速記録ヲ附録トシテ刊行スル等、彼是費用上困難ノ場合モ有之」という経費的なものであった。官報附録廃刊についての県と官報局との協議に平行し、すでに23年12月19日付で浦和町埼玉活版所から県報印刷代の見積書が出されており、翌年2月6日付で印刷請負の命令書が出されているが、同時期に新聞を公布式とすることの「利害得失ノ如何御質問」があり、2月13日付で「主任合意ノ意見」として第一課庶務主任大庭雄次郎属・野津義慶属から加藤炳第一課長あて8項からなる意見書が提出されている（以下「意見書」と表記）。

この意見書は、公布式が複数あることによる齟齬や混乱などを理由に、新聞を公布式とすることに反対している。ただし、公布式としてでなければ、県報登載事項を新聞紙に掲載することは問題ない、としており、さらには、公布式としての新聞紙登載出願があった場合、内部においては「其新聞社へハ可成便利ヲ与フル様充分保護注意ヲ加へ、諸令達其他トモ県報ト同時ニ発行致候様」取り計らい、外部に向けては「県報ノ外別ニ一新聞紙ヲ以テ公然公布式トナスハ后日ノ為メ甚憂フル所有之」ため、「充分懇切ニ其理由ヲ論シ」たうえで願書は却下するしかない、という表裏のある対応を開申している。¹⁵⁾

この時期の埼玉県では、川上参三郎の経営

する埼玉平民社から発行され、筆禍事件のために改題を繰り返した『埼玉平民雑誌』、『(第二次) 埼玉新報』、『埼玉民報』などの自由党系の新聞・雑誌が知事を攻撃していた。これに対し、短命に終わったものの、23年には知事の支援を受けて初の日刊紙『武蔵新聞』が創刊されたという。自由党系のメディアに対抗し、県側に立つメディアの支援のために、公布式認可が俎上にあがったのかもしれない。そうでなければ、新聞を公布式とすることの利害得失をいくら議論しても、結果的に公布式たり得る地方新聞は存在しなかったといっている状況であったからである。あるいは、実際に新聞社から発刊された『埼玉県報』として、中央紙の東京朝日新聞附録のものが同24年から25年にかけて当館収蔵大熊(正)家文書に残されており、同社との間に何らかの交渉があったのかもしれない。

新聞公布式可否の諮問、『武蔵新聞』の支援、あるいは、東京朝日新聞から『埼玉県報』が発刊されたこの時期の知事は、ともに明治初期の新聞ジャーナリストの経歴を持ち、官報創設の中心人物であった小松原英太郎と久保田貫一であった。官僚としては最も鋭敏なメディア感覚を有したであろうことが想像される。埼玉県は、最終的に新聞を公布式に指定することなく、この後も県発行の『埼玉県報』を公布式としたが、初期のこの段階には、新聞との対比・関係のなかで公報誌が研究されていたといえる。

それは、まさに政治的な渦中でなされたものであるかもしれないが、一方で、先の大庭らによる8項目の論点と、前述したような政治的判断の開申は、公報誌に対する情報資源・情報伝達メディアとしての視点に示唆的である。以下、この意見書の論点を軸に、全国的な動向を交え、新聞との対比により、情報伝達メディアとしての府県公報誌を検討してみたい。

3 情報伝達メディアとしての新聞との比較

3-1 新聞の広報・周知性

情報伝達には、基本的要素として正確性、迅速性、合理性が求められる。その伝達目的の如何により、より多くの対象に伝達すべき広報性も求められる。また、登載可能な情報の種類と量の多寡が、媒体選択にあたっては重要な要素となる。

府県による独自の公報誌発行と、民間新聞への登載による公報を比較したとき、それぞれに優劣が考えられるが、明治19年の最初の選択においては、前述のように、東北・北関東諸県の大半で新聞が選択された。大庭らの意見書も次のように当初の公布式選定の概況を伝えている。

去ル十九年ノ比ハ群馬県・長野県ヲ始メ
其他ノ各県ニ於テモ大概新聞紙(相当ノ
保護金ヲ下附セシ県モアリ、又然ラサリ
シ県モアリタルカ如ク聞及ヘリ)ヲ以テ
公布式ト定メタルカ如クナル

新聞登載採用の理由を、福島県の検討に見てみたい。山田氏は「周知之如何」、すなわちいかに多くの県民に情報を伝達できるか、という広報力の問題として指摘している。福島県は「諸達類印刷配附ヲ止メ新聞紙掲載ヲ以テ公布式トナス改正方向」において、従来戸数の多寡によって諸達類を印刷配布してきたのに対し、官報に掲載された布告の配布取り止めによる配布部数激減の状況を伝え、「官報ニ登載スルモノハ、人民ニ於テ必ス購読ナシタルモノト法律上之ヲ認メ得ルモ、実際周知之如何ハ往日ニ及ハサル義モ可有之」と、周知性の問題をあげている。そこで、印刷配布を全廃することによって予算を公告料に転じ、新聞登載をもって公布式とし、相対購求の他、郡役所、戸長役場、公立小学校及び町村で購求すべきものとすれば「人民ヲシテ周知セシムル之便法」としている。

公報記事の新聞掲載は、公布式としてではない形ではこれ以前から行われており、その広報効果が認知されていたことも、新聞を公布式に採用する府県の多さにつながっている

と思われる。

たとえば熊本県では、明治13年1月に『熊本新聞』を刊行している活版舎から「県庁各御課報告広告之類新聞紙上掲載願」が出され、許可されている。すなわち、これらの報告・広告類は従来掲示によっていたが、「人民必要ノ件々ニシテ、殊ニ農工商家ノ熟知ヲ要スル件多数有之」ため、これら報告に限り欠号なく新聞紙上に掲載し「一般人民へ報導致度」という願意であり、従来の「県庁録事」欄の他に「本県報告」欄を設けて掲載するというものである。「県庁録事」は、県から出された布達類を転載・抄録したものであろうが、「本県報告」欄は県の許可を得て欠号なく、すなわち、全面的に掲載しようとするものであろう。県は掲載を認めるにとどまらず、その配布をやめて新聞掲載に一本化している。そのうえで、戸長役場において新聞を役場費で購求することを認めている。¹⁷⁾

「農工商家ノ熟知ヲ要スル」「人民必要ノ件々」とあるように、これらの報告は、近代化を推進するための技術知識などを提供するものであったといえ、法令公布機能は付与しないものの、実質的な情報伝播力を新聞に認め、これを委ねたものといえる。新聞社側にとっても、購買力を高めるための良質なニュース・ソースの獲得といえるであろう。公布式に拘束されない公的情報の管内伝達においては、早い段階で新聞掲載を採用する動きがあったことがわかる。

3-2 配布・購読後の二次的伝達のあり方

これら公布式に指定された地方新聞が、実際どれ程の購読数を得ていたのかは定かでない。時代が下がるが、公布式に指定された福島県3紙の明治37年の発行部数について、『福島新聞』5,500部、『福島民報』3,000部、『福島民友新聞』2,500部という数字（毎日繁昌社『広告大福帳』記載）¹⁸⁾が有山輝雄氏によって紹介されている。一方、単独発行の埼玉県では、創刊翌月の明治19年9月に県庁納500部、発売高720部、残部280部、計1,500部発

刊という報告があがっている。¹⁹⁾年代、地域も異なり比較にならないが、単独で刊行される府県公報誌と新聞両方の購読を期待するよりは、新聞登載が周知性において現実的であったことは想像にかたくない。

それにしても福島県梁川町（現伊達市）を対象にした有山氏の研究によれば、明治36年の戸数あたりの新聞購読率は21%に過ぎず、定期購読率では5%程度であり、これは全国的に見て特に低い数字ではないという。東京紙と地元紙の比率が同年で177部対46部と地元紙が少ないという分析からは、地元紙に登載される府県公報の購読率はさらに低いということになる。

さらに有山氏は、新聞購読者が次の4つの階層構造をなしていたことを指摘している（括弧内は明治42年の全戸数に対する比率）。

- ①複数の新聞を定期購読している者(0.4%)
蚕業と商業を兼ねて生業とする町経済の中心で、同時に町会議員を務めるなど政治においても指導的階層。その他に町役場、銀行等の機関。
- ②一つの新聞を定期購読するグループ(9%)
蚕業か商業を営み、町の政治経済において①の階層に次ぐ役割を果たす。
- ③不定期に新聞を購読するグループ(26%)
①②ほど大規模ではないが、蚕業あるいは蚕業関係、農業関係の商業を営むが、町内で政治・経済の有力者というわけではない。
- ④新聞をまったく読まない人びと(64%)
桑や蚕業の農業者・労働者、小作人などとして①と②の階層の生業を支えていたと推定。

これらの分析から有山氏は、「新聞の直接的影響力は決して大きなものではなかったことを意味」し、「新聞ニュースの広がりには梁川の住民相互のコミュニケーション状況全体のなかで、特に口頭のコミュニケーションとの関係のなかで考える必要がある」ことを指摘している。この階層構造において、その情報格差は大きなものがあったといえるが、地

方新聞への掲載ないし単独発行という府県公報が伝える情報は、①②の階層においても、その購読者はさらに限定されるであろう。

それゆえ、これらの同階層内及び異階層間での二次的情報伝達の様相がより重要となってくる。本稿ではそこに立ち入る力はないが、府県庁から配布を受けている公的機関の閲覧機能について考えておきたい。

明治20年7月調査での『埼玉県報』の配布機関は、県庁各課、郡役所、戸長役場、警察署、警察分署、監獄支署、裁判所、徴兵署、検査員派出所で、予備35部を含めて総計460部²⁰である。また、福島県は明治32年と36年にも公布式に関する調査を全国の府県を対象に行っているが²¹（以下それぞれ「福島県32年調査」「福島県36年調査」と表記）、「福島県32年調査」への回答に付された『宮城県報』の「配布箇所調」では、次の個所が挙げられている。

警察、監獄、郡市役所、町村役場、控訴院、地方裁判所、区裁判所、憲兵隊本部、師範学校、中学校、農学校、病院、書籍館、産婆講習所、仙台郵便電信局、石巻測候所、千厩葉煙草専売所、内務省納本、県本支金庫、土木工区、県庁、本省報告用、市内四新聞、予備 計580部

「福島県36年調査」への回答では、その他の府県でも概ね同様な機関が挙げられているが、青森県では「関係アル事項ヲ記載セルモノニ限り配布スルモノ」として公私立小学校、公私立病院、神社、県金庫があげられている。通常の配布部数244部に対し、これらの機関にも配布すると1,583部とふくれあがる。このような選択制をとっている回答は、富山県（972部／1,348部）や石川県（913部／1,398部）、三重県（493部／1,028部）、大阪府（972部／1,645部）、兵庫県（668部／1,414部）でもみられ、その差の大部数を占めるのが市町村立学校である。選択なしに市町村立学校へ配布しているのは千葉県だけで、その発送箇所数は1,570と多い。それ以外の府県では市町村立学校への配布はみられず、その配布部数は概ね400から600部台²²である。なお、調査

を行った福島県では39年に県発行による『福島県報』を創刊したが、当初の発行部数は550部で市町村立学校は含まれていないものの、その後、43年から44年にかけて、順次、市町村立小学校や私立小学校にも配布を開始している²³。

このなかで、住民への閲覧提供を基本的機能とする図書館が挙げられているのは、宮城県の書籍館のみである。図書館の設立が進むのは、府県立ですら明治30年代以降であり、宮城県書籍館は、明治14年から活動を続ける稀少な存在であった。なお、調査を行った福島県自身の県立図書館設立は昭和4年（1929）まで待たねばならないが、若松市立会津図書館に対して明治43年に県庁分の余部を回す形で配布を開始しており、また、それ以前に福島市立図書館へも同様に配布を開始している²⁴。

図書館がこのような普及状況では、各地域において書籍等の情報資源を最も蓄積していたのは、役所や学校などの公機関であろう²⁵。公文書の公開は別としても、官報や府県公報誌、掲示を終えた公告文書、あるいは、新聞、蔵書などの保存と住民への閲覧提供の有り様の如何が問題となる。しかしながら、前述のように、各地域ごとに所在する市町村立学校まで配布されていた府県はわずかであったといわざるをえない。このような閲覧機能の検討には、公報誌や新聞を購読している地域名望家層による私設図書館的活動にも広げて考える必要がある²⁶。

富山県では明治26年11月17日、郡市役所、町村役場に対し、「今般県令第六十八号ヲ以テ県令ノ公布式相定メ候ニ付テハ、当庁ヨリ配布ノ富山県報ハ其役所・役場内ニ備ヘ置キ公衆ノ閲覧ニ供スヘシ」と訓令し（訓令第116号）、他の配布箇所の配布部数が1部であるのに対し、郡市役所へは3部、町村役場へは2部を配布している²⁷。これは、公布式本来の当然の措置であるが、新しいものだけでなく、過去の県報がどれだけ整理保存され、閲覧可能な状態に置かれていたかが課題となろう。

一方で、奈良県では『奈良県報』を創刊させた明治27年10月、「近來往々町村役場より県報送付方停止希望の照会があるが、これは公布式として無代価で配布しているものである」と、その誤解を注意しており、初期には理解の浸透にも課題があったことを窺わせる。²⁸

また、大正15年の郡役所廃止に際し、福島県岩瀬郡農会は新たに県報購読を県に願っているが、そのなかで「郡役所存置当時ハ各種団体共、主トシテ郡役所備付ノ県報ニヨリ本県諸般ノ施設ニ付了知被致居り候処、郡役所廃止後ハ其運ヒ無之、甚タ差支居り候」と、郡内各種団体が郡役所保存の県報を利用していたことを伝えている。なお、福島県は、これらの状況と必要を認め、元郡役所内に事務所を有する各種団体に対し、県報の無償交付を決めている。²⁹

公報誌の配布先に新聞社をあげている府県には、前掲宮城県その他、群馬県、長野県があるが、それ以外の府県でも、公報誌をニュース・ソースに新聞が記事とする形での伝達が期待されていたであろう。単独公報誌、新聞登載、いずれの形態においても、公報以外の新聞記事とあいまっての情報環境であったといえる。そのなかで、直接の閲覧までは至らなくとも、口頭コミュニケーションによる伝播は、組織的な取り組みのほか、日常生活のなかでもなされていたであろう。梁川町の社会は「口頭メディアによるコミュニケーションが全体を包み込み、町の共同性をつくり出し」、「その基層のうえに、上層では新聞などが伝える外部世界の情報の環流があった」とされている。³⁰

なお、そもそも府県は、どの階層まで情報を伝えようとする意図があったか、という問題がある。公報誌の配布対象はあくまで公機関であり、そこからの地域住民への伝達は、基本的には郡役所・町村役場等に委ねている。有償購読を受けているのは、有山氏の措定する①複数の新聞を定期購読している者、ないし②一つの新聞を定期購読するグループ、という階層に限られるであろう。これらの機関

や階層から③④の階層に向け、情報伝播がどれだけ期待され、必要とされていたのか、も考えねばならない大きな課題である。

3-3 新聞の速報性

宮崎県でも明治35年に全国各府県の公報誌調査を行っているが、その結果による発行頻度は次のようになる。³¹

週1回（7県）：群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県

週2回（15府県）：宮城県、秋田県、栃木県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、山口県、長崎県、大分県

週3回（4府県）：茨城県、東京府、佐賀県、鹿児島県

月6回（3県）：岩手県（1、6の日）、石川県（2、7の日）、兵庫県（5、10の日）

月10回（2県）：山形県、和歌山県

最も一般的な発行頻度は、週2回＝3日強に1回の発行で17府県にのぼる。月10回の2県もほぼ同間隔の発行となる。最も頻繁な発行でも週3回＝2日強に1回の発行で、逆に週1回＝7日に1回の発行という府県も7府県と少なくない。

もちろん、大半の府県で「臨時至急」「急施」を要するものは号外を発行する規定があり、実際にはより頻繁に発行されていたわけであるが、それでも日刊の新聞掲載には及ばない。福島県36年調査に添付された各府県の新聞社への命令書等によれば、前々日の「県庁退庁時刻一時間前」（福岡県）、「前日午前九時」（鳥取県）、「前日正午」（岡山県、熊本県、宮崎県、広島県、高知県）、「前日午後二時」（福井県）などという時刻に原稿を引き渡せば、翌日に掲載される契約であった。

このように、速報性は新聞登載に利がある。しかし、それは正確性という、もうひとつの重要な要素に対して懸念を抱かせるものであった。

3-4 正確性

先に引用したように、埼玉県庶務主任による意見書は、明治19年当初における採用状況の新聞優位を伝えているが、続けてその後の変遷を次のように述べている。

其后半ケ年或ハ一ケ年ニシテ之ヲ止メ、別ニ公報ノ如キモノヲ発行セシヲ、其比ノ新聞紙又ハ官報中ニテ散見セシノミナラス、本県々報発行之手続等ヲ照会シ来リ候県モ少ナカラス、之レ官民トモ重大ノ関係ヲ有スル公布式タル新聞紙ニ誤謬等ノ多キカ為メカ、或ハ他ニ新聞紙ニテハ不都合ノ原因アリテノ為ナラン

上述のような新聞の優位性にもかかわらず、府県の公布式は新聞から公報誌へと移行する趨勢にあり、福島県36年調査での新聞掲載方式は14県で、その他3府県が公報誌とあわせて新聞への掲載を公布式としている。明治20年9月の調査でほとんどが新聞を用いていた東北・北関東の8県もすべて公報誌に移行している。

その要因として、意見書は誤謬の多さ、すなわち正確性に問題があることを次のように述べている。

新聞紙印刷所ノ事務ノ多端ナル言ヲ待タス、故ニ其誤謬ノ夥多ナル、現今ノ各新聞紙上諸法律・勅令等ノ転載中ニテモ明ナリ

公布式ヲ発行スルニ於テハ、新聞紙営業者ハ鎖細ノ利益アル公布式ノミヲ以テ目的トシテ新聞紙ヲ発行スルモノニアラサレハ、公文中ニ往々誤謬等ヲ生スルモ利益ノ薄キ以上ハ、容易ニ本庁ノ命ヲ奉シ充分ノ注意ヲナス能ハサルヤ必セリ、又県報印刷受負所ニ於テハ、県報印刷ノミヲ目的トシテ充分ノ機械等ハ備ヘ付クルモ、営業上ノ利益僅少ニシテ収支相償ハサルニ於テハ、止ムヲ得ス職工ヲ減殺スルノ外ナカルヘシ、随テ県報中ニモ往々誤謬等ヲ散見スルニ至ルハ数ノ免レサル所ナリ、若シ万一如此不幸ノ場合ニ至リテハ、充分信ヲ置クヘキ完全ナル公布式

ヲ見ル能ハサルニ至ラン

正確性とその権威性が最も求められる公布式において、正確性は迅速性や広報性に優先される最重要要素であろう。一方、民間事業である新聞には、広報性、すなわち多くの購読者を得る必要があり、そのために日刊という速報性は不可避であった。営利も求められる新聞社においては、逆に正確性に難を招く要素であり、公布式にかかる官の権威を満足させることは困難であったといえるかもしれない。

この正確性・権威性と速報性・広報性という要素のなかで、公布式の選択がそれぞれの府県でも議論されたことは想像に難くない。ここでは佐々木裕道氏の論文から、明治35年の北海道会に出された「北海道庁公布式ニ関スル建議」の議論で示された相反する意見を紹介しておきたい。³²⁾

- ・公布式は人民一般に広く周知させなければならぬものであるから、成るべく多くの新聞に公布式を掲載したほうがいい。
- ・公布式を請負う新聞は確実なものでなければならない。
- ・複数の新聞では原稿を回したり、校正などの手数がふえてくる。
- ・公布式は一つの儀式のようなもので、必しも多数の新聞紙に掲載する必要はない。

4 メディア・情報施策としての公報誌

4-1 掲載情報量の違い

次に経済性の問題として、公報誌印刷費と新聞掲載料の比較という観点があるが、これは両者様々な数字を示している。府県による様々な条件での新聞社や印刷業者との関係から出てくる数字であり、単純な比較はできない。これに対し、比較しやすい基本的な客観的条件として、掲載あるいは印刷しようとする記事、すなわち情報の量がある。

各府県がいかなる内容、質、量の情報を住民に伝え、その行政施策に生かそうとするか、という情報・メディア施策の具現化のひとつが公報である。その際、公布式として公告が

規定されている情報は、いずれの府県においても基本的に同様に生じると仮定すれば、差異が生じるのは、「彙報」「雑報」等の欄に掲載される、府県による任意の伝達情報である。

新聞掲載の場合、新聞本紙上に公報欄を設けて掲載するものと、公報のみを附録として別刷りにする2種類があり、後者は単独の公報誌に近似した形のものになる。福島県36年調査によれば、附録形式を基本としたのは宮崎県と福井県で、それ以外の府県は本紙掲載を基本としている（量的に掲載が困難な場合の例外として附録を採用する府県もある）。

本誌掲載の場合、限られた紙面上の掲載となるため、公報欄も限定されたものとなる。調査回答に付されている見本紙をみても、いずれも1～3段程度である。これら府県の新聞社との契約書や命令書には、掲載記事項目が決められているが、概ね、県令、告示、告諭、諭告、訓諭、諭達、訓令、公告、広告、正誤という法令、公告的な範囲に限定されている。この他の掲載項目では、福岡県の「官吏公吏ノ任免賞罰等」、徳島県の「叙任、市町村、農工商、土木、教育、衛生、兵事等ノ事項」、高知県の「報告、辞令、公吏進退、議会、彙報」が見られるのみである。

これに対し、宮崎県は「宮崎県公文」欄とは別に「宮崎県録事」欄を設け、「勸業、教育、衛生並任免等ノ録事」を掲載しているが、附録形式で、回答府県の中で最も高額な掲載料1,800円を計上している。なお、他の府県は1,000～1,200円の福岡県を除けば、1,000円未満に収まっている。

4-2 彙報欄が伝える情報

一方、掲載頁を比較的自由に使うことのできる単独発行の公報誌では、「彙報」、「録事」、「報告」、「紀事」などの欄を設け、「各部署各課ニ於テハ、其管掌ニ属スル事項ニシテ人民ヲシテ周知セシムルヲ要スト認ムルモノ、又ハ同指令及照会通牒等ニシテ事務上参照トナルベキモノハ、総テ県報告事項トシテ

通知スベシ³³」というように情報を集め、「汎ク公衆ニ知悉セシムルヲ利益トシ、又ハ所轄官公署執務上ノ参考トナルヘキ事項³⁴」を掲載しているのが一般的である。

福島県36年調査から、その収録事項の例をいくつか紹介すれば次のようなもので、概ね共通性がある（括弧内は掲載欄の名称）

岐阜県（公報）

叙任及辞令、官庁事項、裁決、議会、財政、褒賞、兵事、学事、農商工、土木、衛生、警察、監獄、雑事、気象

三重県（辞令、通報、彙報）

辞令：判任官以上ノ進退、賞罰其ノ他諸辞令並判任待遇者、県吏、県立学校職員ノ進退

通報：所轄官公署、学校等ノ処務上一般ノ参考トナルヘキ同指令、照会、応答ノ要旨並他府県ニ於テ開催スル教育・勸業・衛生其ノ他ニ係ル諸会ノ方法順序及出品、出会ノ奨励方、若ハ他ヨリ依頼ニ係ル学校其ノ他ノ諸生徒等ノ募集方ニ関スル要領等

彙報：市助役・市収入役・町村長・町村助役ノ当選認可、市町村吏員ノ懲戒処分並褒賞、兵事、恤救、教育、勸業、衛生、土木、財政、警察、其ノ他ニ関シ管内一般ニ周知セシムルノ必要アリト認ムル事項

栃木県（彙報）

官衛事項

高等官出張巡視及判任官重要ナル事件ノ出張巡回、退官賜金若クハ恩給証書及扶助料ノ給与并ニ各種委員会ノ議事要項等

褒賞事項

特種ノ褒賞ヲ受ケタルモノ、人名及行賞ノ員数・種類等

県参事会

開会・閉会等、其他必要ナル事項

郡市町村事項

郡市町村行政ノ概要及名誉職就任并退職等

兵事事項

恤兵軍人恩給及扶助料証書附与、其他召集・徴兵発物等

学事事項

県立学校ノ開閉及卒業証書授与式、修学旅行、其他教育上ノ景況等

産業事項

農商工、共進会、勸業会、品評会、同業組合等

土木事項

著大ナル工事ノ起工・竣工等

衛生事項

伝染病、検疫衛生会等

警務事項

警察賞与、道路警察、営業取締等

監獄事項

特赦、仮出獄、賞表授与等

これら広範な分野の事項について、府県庁に収集された情報のうち、住民の利益と行政上の参考となるべきものを選択し、その共有を図ろうとしたのが、「彙報」や「録事」といわれる記事であり、公布式としての法令・告示記事とともに公報誌を二分する主要内容であったといえる。これらの情報を住民や管内官公署に伝達する目的を持つ公報誌は、その伝達する情報の内容と量において、概ね公布・公告にとどまる新聞登載とは大きく異なる、府県庁の機関誌メディアであったといえる。公報誌か新聞登載かの選択、あるいは収録情報の充実如何は、その府県のメディア・情報施策に対する積極性の如何を示すものでもあろう。

府県が伝えようとした情報の内容を、より具体的に理解するものとして表1を掲げた。明治20年に埼玉県が定めた「官報県報報告例規」第7条から作成したものである⁹⁵。この例規は、官報と県報に登載すべき情報の報告について定めたものであり、第7条は各部課ごとに調査報告すべき事項を列記している。「富国強兵」「殖産興業」のスローガンのもと、近代化を推し進めてきた明治20年という時点での地域施策が、とくに農商課の勸業施策に

資する情報や土木課による地域の開発整備情報、兵事課による徴兵・後備軍関係の報告、学務課による教育概況、衛生課による医療・衛生情報などに表れている。これらの情報が、公報誌によって郡役所や町村役場、学校、さらには住民に伝えられることによる、地域の産業振興や衛生意識の向上が企図されたといえよう。

4-3 『埼玉県報』彙報欄収載情報量の推移と要因

しかし、それが府県施策の表出であり、メディア・情報施策であるうへは、施策の時代的変遷によって彙報欄情報の在り様も変化することになる。ここでは、その件数による量的動向をみてみたい。

『埼玉県報』の彙報掲載件数の大正15年までの推移を、当館収蔵資料検索システムのデータベースから検出すると図1のようになる。8月に創刊された明治19年は別として、20年代で最も落ち込む23年(970件)は年間を通じて官報附録となっていた年である。翌24年も3月までは官報附録であったが、1,590件と急激に件数を伸ばし、25年には2,305件という最高値を記録する。前述した小松原・久保田両知事の在任期間であり、具体的には24年9月18日に「官報県報報告取扱手続」が郡役所に対して出され、郡役所から直接原稿が寄せられる体制が取られている。掲載材料となる情報収集の強化といえよう⁹⁶。以後、20年代は2,000件台を維持するが、29年に2,000件台を割り、以後減少をたどる。

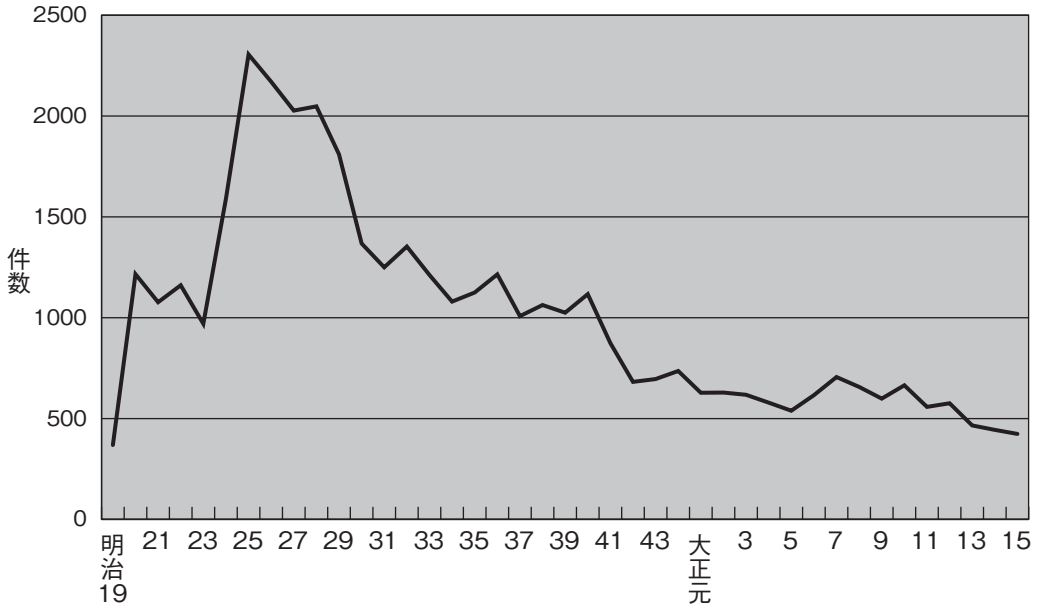
この減少傾向の要因は、いくつか考えられる。ひとつは、前述のような知事らリーダー層の情報やメディアに対する認識や感覚という点もあろうが、より基本的には「殖産興業」「文明開化」「富国強兵」というスローガンのもと、近代国家建設邁進のために必要とされた制度普及や知識啓蒙という情報施策に、一定度の落ち着きが見られたということもあろう。国家、府県レベルでの情報施策の推移の反映といえようか。

表 1 埼玉県各部課の官報・県報への調査報告事項

議事課	徴兵署ノ開閉 徴兵抽籤ニ付後備軍司令官来着及出張等 兵事會議ノ開閉
県会常置委員会ノ開閉並ニ其決議ノ要略及認可・不認可ノ項目 県会議長・副議長・常置委員・通常議員ノ進退・郡・氏名	駐在官ノ会同・任免・赴任 陸軍諸兵及諸生徒ノ行軍演習等ノ景況 後備軍点呼及在郷兵臨時召集ノ時日 将校並ニ相当官ノ来着・出発等 陸海軍生徒応募ノ人員
文書課	学務課
奏任官以上ノ忌引・除服・進退・命免等 官吏・准官吏ノ死亡	師範学校ノ改良・盛衰・生徒ノ増減及其原由 師範学校生徒ノ卒業証書授与及卒業生ノ氏名・年齢 師範学校・小学校・諸学校等ノ教則・校則ノ改定・制定等ノ要旨 学校教員ノ講習会・教育会・体育会等学事諸会ノ景況 公立諸学校生徒定期試験ノ概況 小学教員志願者学術試験ノ成績 教育上褒賞ヲ受ケタル者ノ氏名及其要旨 師範学校入学試験及第者ノ氏名 其他学事ニ関スル一切ノ要報
農商課	衛生課
穀菜果樹等農林ニ関スル殖産上質問ノ答議 家畜・家禽・蓄息保健治疾等ニ関スル質問ノ答議 養蚕桑樹ニ関スル質問ノ答議 工業上質問ノ答議 害虫駆除・予防法質問ノ答議 諸作物ノ景況 旱害・水害、其他作物ノ被害景況 農業ノ改良又ハ開墾等ノ景況 天然物・人造物ノ産出高及収納金高並増減、其原由等 種子交換並肥料等ノ得失 農会又ハ農事相談等ノ景況 老農ノ実験說其他農事ニ関スル古來慣習ノ参考トナルヘキモノ 山林又ハ水産ニ関スル一切ノ事項 物価ノ変動並其原由 商法會議等ノ議決項目 工作製造場ノ景況及其盛衰ノ原由 発明工夫ニ係ル事項及発明者ノ氏名 美術ノ景況 農工商諮問会及博覧会・共進会等ノ開閉並出品ノ概目審査ノ概況 奨励褒賞ヲ与ヘタルモノノ氏名及其顛末 勸業委員ノ緊要ナル報告 天変地異 牛馬鳥畜ノ蕃殖及其流行病 特有物産ノ市価並其売捌キ地方等 獸獵漁獵免狀遺失・紛失ノ件 其ノ他農商工ニ関スル一切ノ事項	伝染病及流行病患者及中毒ニ係ル報告並停船檢疫等 地方病・伝染病ニ係ル紀事 医会ノ開閉及実況紀事 県立病院ノ施療ニシテ較著ナル手術等ヲ要セル実況 地方衛生会ニ係ル事件ノ要旨 飲食物溝渠家屋等ニ関スル一般公衆衛生ニ関セル要件 出産死亡ノ増減年表 衛生ニ関シ褒賞ヲ受ケタル者ノ氏名・要領
	會計課
	每半年間公債証書ノ売買出入高
	監獄課
	囚徒ノ増減・種類・脱獄等 在監人ノ特典・賞与・仮出獄ノ理由・囚名 囚徒ノ製作物品ノ種目・販売及工業損益ノ概況 死執施行ノ時日及罪名・囚名・年齢等
庶務課	警察本部
勅使及奉幣使トシテ参向ノ件 褒章及褒状ヲ与ヘタル篤行者ノ住所・姓名及其行為ノ顛末 社寺ニ関スル重要ノ件 外国人雇入解約等 棄兒・迷兒及行旅死亡人並救護濟恤等	警察ニ関シテ褒賞及恩給ヲ得タル者ノ顛末 警察署分署及派出所ノ分合廢置移転 教習所巡查卒業証書授与及卒業巡查ノ氏名 物類事項 人事事故 賊難事故 補拿罪犯 事変 火災 巡查召募及遺失物・流失物・諸營業鑑札紛失・盜難等ノ広告
土木課	収税部
河川・堤防・道路・橋梁及溝渠ノ新工事及重大ナル修繕 褒賞ニ関スル顛末・氏名 開墾其他ノ新工事 堤防・道路・橋梁ノ破損	収税上後日ノ参考トナルベキ緊要事件
兵事課	
国民兵入籍ノ人員 帰休兵ノ人名 軍人・軍属ノ勲章・従軍記章及恩給賜金ヲ受ケタル者ノ官氏名	

明治20年「官報県報報告例規」第7条より作成

図1 明治・大正期『埼玉県報』彙報掲載件数



また、情報・メディア環境の変化もあげられよう。それは、農会や教育会などの各分野の半官半民団体の定着を基礎とし、それらが刊行する雑誌が、その受容者(購読者・会員)を限定することによる専門性を加味して、それぞれの行政分野の情報を発信するところから始まったが、30年代になると民間から刊行される雑誌も増えている。教育分野では『教育義社通報』(21年)、『埼玉小学雑誌』(24年)、『育英之機関』(35年)など、産業経済分野では『埼玉経済時報』(31年)、『武毛之実業』(33年)、『農報』(38年、のち『埼玉農報』)などのほか、盛んであった蚕糸業の『蚕桑新報』(29年)、『蚕農雑誌』(35年)などがあげられる。『埼玉県報』創刊時には定着しなかった新聞でも、33年創刊の『羽生商工新報』(北埼玉郡羽生町羽生商工新報社)が、『東武商工新報』『東武新報』『武総新報』『関東新報』と改題しながら明治期を通じて発行されたほか、『埼玉実業新報』(43年、大里郡熊谷町埼玉実業新報社)、『勸業新聞』(40年代頃、浦和町勸業新聞社)などが刊行されるようになってきている。

一般紙においても、32年に創刊された第三次『埼玉新報』が、ようやく明治時代を通じて日刊紙として継続した。これら地元紙・誌だけでなく、中央の新聞・雑誌による情報摂取環境もあり、20年代の県報が担った情報メディアとしての役割は、官民あわせたトータルな情報環境の変化の中で相対的に低下したと考えられる。

4-4 行政事務整理と記録管理

もうひとつ、「事務簡捷」、「事務整理」、「行政整理」という県行政組織全体の行政改革の遂行がある。公報にとどまらず、記録管理施策も、これらの実施強化のなかで制度変化をみることが少なくない。全国記録保存事業の終了や保存年限制度をもつ「内務省文書保存規則并細則」の制定という記録管理の転換に、明治18年の「各省事務ヲ整理スル綱領」ことにそのうちの「(三) 繁文ヲ省ク事」があったことは早くから指摘されているが、「繁文」は、その後の事務整理においても常にポイントのひとつとされ、記録管理制度の変遷は、単に記録管理の枠のなかだけで考えるこ

とはできない。

埼玉県が保存年限制を取り入れた文書保存規則を施行させたのは明治29年であり、この後32年までかけて実施された臨時文書整理は、埼玉県における記録管理のターニング・ポイントといえるが、その末期の31年は「地方事務簡捷」が指示され、「進達文書簡捷取扱」に関する文書が、内務省、文部省、農商務省などの各省との間で交わされ、「庁中部内事務簡捷事項取扱」が図られた年であった。³⁸彙報掲載件数が2,000件を切ったのはこの臨時文書整理開始の年であり、整理期間の間にその件数は激減、以後、基本的に減少推移を維持することになる。

次に大きな減少をみせ、1,000件を割るのは41年であるが、この年も事務簡捷が図られた年にあたる。「明治三十一年中決定セル別記県庁部内ノ事務簡捷事項ハ現実ニ行ハレサルモノ多シ、自今努メテ之ヲ励行スルコト」という指示があり、31年の事務簡捷事業を継承して再び実施されたものであることが窺われ、「事務整理委員会議決事項実行方」、「事務簡捷取扱方ノ件各郡長へ通牒」が図られるなか、文書事務においても簡易化を図る「事務簡捷ノ為メ文書往復文例実施方」などが行われている。³⁹

この際には、県報自体にも簡捷化が図られている。すなわち、郡令、郡役所告示、広告等の県報掲載停止である。その伺文が示す理由は「元来県報ニ登載セルヘカラサル理由ナキノミナラス、之レカ為メ県ニ於テハ尠カラサル手数ト経費ヲ要シ、而モ其経費ノ如キハ県費ヲ以テ支弁スヘキ性質ノモノニ無之認メラレ候」というものであった。ここに言うように、本来的には県報が担う義務のない情報の掲載を従来は施策として取り入れていた訳であり、その施策転換ということになる。また、翌42年2月には郡役所から県報の原稿を求める「県報報告取扱手続」を廃止した。その理由には、郡公文及び広告の県報掲載廃止に加えて「彙報原稿ヲ直接郡役所ヨリ報告セシムルノ必要ヲ認メサルニ由ル」とある。⁴¹

すでにこの規定は、39年に「郡役所官報県報報告取扱手続」から官報を外したものに改められていたが、その理由は「現今郡役所ニ於テ直接官報原稿トシテ報告スヘキ事項ナキニ由ル」というものであった。翌42年度予算の公報費は、紙価及び職工賃高騰による1枚当たりの印刷費の増加と令達類集の刊行による予算増となっている。⁴³郡役所からの積極的な地域情報の収集とその全县共有化という施策よりも、これらへの対応が優先される状況に至っていたといえる。

大正期も12年の郡制廃止、15年の郡役所廃止に象徴される行政整理が進められるが、府県公報と関係するものでは、郡役所の廃止により、府県と市町村との間で直接通牒や照会がなされることになったことへの対応がある。たとえば福島県では、同年6月より「市町村宛一般的通牒照会」は文書発送を省略し、県報への登載を実施、さらに「事務ノ簡捷ヲ期シ」、市町村立小学校への照復文書にも拡大した。⁴⁴『奈良県報』でも同年6月以降、「通牒」「通牒照会」欄がみられるようになる。内務部長から市長・村長宛などの文書全文が、県報の紙面構成とは異なる実際の文書様式で掲出されている例もあるほか、7月末には週2回発行から日刊に移行している。⁴⁶愛知県では15年8月から出先機関及び市町村への通達、照会、通知等の文書の送付を廃止して、公報への登載のみとしているほか、発行回数削減、紙面の二段組、三段組化などによる経費削減策がとられている。⁴⁷これに対し、埼玉県は昭和8年から彙報の「文書」欄に「官印省略発送ノ通牒照会」（後、「最近ノ通牒照会抄」）欄を設け、県から出された文書の月日、番号、件名、宛先を掲出するにとどまっている。

公報誌を含む記録、アーカイブズを考えると、情報と記録に関する施策の全体をみる必要があり、さらにはそれらの施策も行政全体、とくに総務的な動向のなかにあることを考える必要があろう。

4-5 『奈良県報』と『福島県報』の場合

以上のような『埼玉県報』の彙報掲載件数の推移は、全府県に一般的なものなのか、埼玉県に固有の性格のものなのか。その検証のためには他府県との比較が不可欠であり、ここでは今後の課題とせざるを得ないが、限られた数値ながら『奈良県報』、『福島県報』の事例を挙げておきたい。

表2は、『奈良県報』目次から、彙報掲載事項を集計したものである。明治39、40年は年間の数値であるが、他の年は1か月分から4か月分の集計しか行っていないため、月平均を出し、改めて12倍の年間数を出すと、あくまで参考でしかないものであるが、明治27、28年と39、40年の比較では、件数は2/3程度に減少し、大正15年ではさらに半減しており、埼玉県同様の傾向を示しているといえる。

ただし、その件数は埼玉県に比べて全体に少ないものとなっているが、その数値のみを単純に両県の施策の比較にはできないことに注意を要する。それは郡との関係にある。埼玉県の場合、明治41年までは郡役所から情報を県に集め、県報に集約させる方法を取っていたのに対し、奈良県は29年の郡制施行にあたり、「郡令ヲ公布スルノ方法ハ郡報ニ掲載

シ、其部内ノ町村役場ニ配布スルヲ以テ公布式トス」と、全郡に公報誌「郡報」を刊行させる施策を採っていたからである。全県的に共有すべき情報と各郡内で共有すべき情報が、県報と郡報という別メディアで集約されていたといえる。

そのひとつである『北葛城郡報』の明治39、40年の彙報件数を集約したものが表3である。1郡でこれだけの件数であり、奈良県は全10郡を有する。その総件数は相当なものとなるのが想定される。しかし、それらの情報は県報と10郡報に分散されることになる。あらかじめ情報が必要エリアというフィルターにより選別されているわけである。単純な数値だけによることなく、各府県の情報施策を比較・考察する必要がある。

明治19年の『埼玉県報』から10年遅れ、39年に創刊した『福島県報』は、それまでの新聞附録掲載時代にはなかった彙報欄を設け、「福島県報発行規程」第5条で、⁴⁹掲載すべき事項の「概目」を次のように定めた。

- 一、官庁事項
- 二、県会・県参事会ニ関スル事項
- 三、褒賞ニ関スル事項
- 四、地方行政ニ関スル事項

表2 『奈良県報』彙報掲載件数（1ヶ月平均）

彙報事項	明治27年	明治28年	明治39年	明治40年	大正15年
官庁事項	15.50	12.00	3.42	6.25	6.50
市町村	0.00	0.00	15.17	12.42	3.00
議事	0.25	0.00	0.75	0.25	0.00
警察	0.50	1.00	4.00	2.42	0.00
監獄	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
社寺	0.00	0.00	0.17	0.25	0.50
褒賞	4.25	4.00	3.42	3.33	2.50
財政	1.50	2.00	0.42	0.08	0.00
兵事	19.50	11.00	0.42	0.33	1.00
日本赤十字社奈良県委員部録事	3.50	4.00	0.00	0.00	0.00
学事／教育	3.25	2.00	2.67	3.50	0.00
産業	8.00	13.00	1.92	2.58	4.50
統計	0.00	0.00	0.00	0.42	0.00
衛生	3.50	2.00	0.00	2.00	1.00
社会	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
雑事	0.75	1.00	1.17	0.92	0.00
帝国議會	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00
計	60.75	53.00	33.53	34.75	19.00
×12月	729.00	636.00	402.36	417.00	228.00

* 明治27年は8～11月の平均、28年は2月、39、40年は12ヶ月の平均、大正15年は5、6月の平均

表3 『北葛城郡報』彙報掲載件数

彙報事項	明治39年	同月平均	明治40年	同月平均
郡衙事項	38	3.17	21	1.75
議事	2	0.17	6	0.50
町村事項	26	2.17	27	2.25
兵事	58	4.83	19	1.58
学事	36	3.00	30	2.50
産業	42	3.50	35	2.92
水産	0	0.00	1	0.08
衛生	13	1.08	9	0.75
日本赤十字奈良支部北葛城委員部録事	0	0.00	1	0.08
収税	1	0.08	0	0.00
社寺	3	0.25	0	0.00
雑事	9	0.75	13	1.08
計	228	19.00	162	13.50

(奈良県立図書情報館所蔵北葛城郡役所文書2.4/M40/2より作成)

五、土木ニ関スル事項
 六、財務ニ関スル事項
 七、救恤ニ関スル事項
 八、社寺ニ関スル事項
 九、兵事ニ関スル事項
 十、学事ニ関スル事項
 十一、産業ニ関スル事項
 十二、警察ニ関スル事項
 十三、衛生ニ関スル事項
 十四、気象ニ関スル事項
 十五、前各号ノ外公示ヲ必要トスル事項

しかしながら、実際に刊行された県報の彙報欄に掲載された件数は、表4に見られるように多くはなかった。埼玉県や奈良県に比べてもかなり少なく、その大半は褒賞が占めている。その他の事項は、産業が目立つ程度で、

概目として定めたものの、ほとんど掲載のない事項もある。褒賞は寄附行為の顕彰であり、他者に同様の寄附行為を促す効果はあったとしても、新たな知識や情報を伝えるものではない。産業も「兵庫県加東郡上東条村ニ於ケル公共的活動」など、模範・参考となる事例の紹介もあるが、共進会規則や陳列館の規程など行政事務的なものが多くなっている。大正8年に目立つ社寺も、住職の任命や死亡、異動などの人事的な記事が主である。

埼玉・奈良両県に比べての『福島県報』の数量的特質を考えるには、やはり、他のメディアとの関係や地域の地理的特徴、県政・行政の動向など、様々な要因を考えねばならないが、埼玉県や奈良県でも掲載件数が大きく減少してくる時期の創刊は、県報彙報欄に対

表4 『福島県報』彙報掲載件数

彙報事項	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	大正8年
官庁事項	24	6	11	15	4
褒賞	172	150	201	254	35
地方行政	6	0	0	0	0
財務(財政)	14	1.5	0	6	11
社寺	0	0	0	0	21
兵事	2	0	0	0	0
学事	0	0	0	1	0
産業	12	25.5	25	24	0
気象	0	0	10	69	13
雑事	0	0	1	1	12
表彰	0	0	0	0	4
賞与	0	0	0	0	3
計	230	183	248	370	103

*明治39年は4～9月の6か月、明治40年は5月～12月の8か月の数値を12か月に換算

する当初からの需要に時代的条件を与えていると考えられるであろうか。

この時期以降、地方改良運動の展開のなか、「郡報」、「郡公報」、「郡時報」などの名称を冠する、郡役所による公報誌が全国各地で発行される。奈良県とは異なり、公布式を担うものではなく、メッセージ性をもった、まさに機関誌としてのものも多い。明治40年代から大正期の公報誌は、これら郡報を考える必要があり、稿を改めたい。

5 通時的情報伝達＝記録としての条件

公布式で公布される法令や告示は、府県庁記録のなかでも最も正確性が求められるものであり、それは、公布時点の一過性のものではなく、永く権威ある定本を提示し続ける必要がある。最終的には、議決や決裁などの原議・原本文書に遡ることもあるが、社会的には、公布式に定められた媒体と方法、すなわち、公報誌ないし新聞に掲載されたものが基本として流通し、社会的に認知されたテキスト、権威となるからである。

この記録としての点からも、埼玉県庶務主任らによる意見書は、公報誌以外に公布式を認めることの難点を指摘している。当時の新聞は新聞紙条例によって発行停止になる恐れがあり、意見書も「新聞紙ヲ以テ公布式トスルトキハ、二種以上ノ新聞紙ニ非サレハ発行停止ノ恐リアルニヨリ、一新聞ヲ以テ県報発行ヲ廃止スルヲ得ス」と述べている。公報誌と新聞、あるいは、複数の新聞という体制が必要ということになるが、実際、福島県36年調査によれば、大阪府、和歌山県が公報誌と新聞の両者を公布式としている。長野県は県令のみ両者を公布式とし、訓令・告示等、他は県報を公布式としている。また、これら3府県を含め、公布式としている新聞が一紙に限られているのは、宮崎・高知両県のみであり、その他はいずれも2～3紙を公布式としている。

新聞に誤謬等が多いという意見書の指摘は既に紹介したが、これが公布式掲載紙の複数

制という条件と重なるとき、テキストの異同という問題を頻繁に引き起こすことになる。

3紙を公布式としていた福島県では、各紙ごとの誤謬を管理する帳簿が作成されていたことを山田氏が指摘しているが、内務部長まで供覧に付せられた「四十三年中各社印刷ニ係ル県報発行回数頁数及誤字数調」によれば、年間の発行回数130回、発行頁数2,456頁に対して誤字数は1,170字で、1頁当たりの平均誤字数0.476字となっている。同様に44年1月～6月の平均も出ており、1か月あたりの平均発行回数11回、発行頁数224頁に対して誤字数109字で、1頁当たりの平均誤字数は0.486字である。

知事官房で保存管理されてきた福島県歴史資料館蔵の『福島県報』シリーズのうち、明治35年福島新聞附録版の各号上欄外の多くには、「○月○日文書係回覧」と朱書され、係員と思われる数人から10人程の押印及び「校合済」の朱印がある。その日付は、大半が発行同日であるが、1～2日後の場合もあることから、発行直後に係員回覧によって校合がなされたことが想定される。同様の回覧押印は明治36年、37年のものにも多く見られ、県発行移行後にも散見される。他の編冊には回覧押印はあまり見られないが、「校合済」のみの押印がみられるものは少なくない。本文中に朱字による修正も散見されるが、その後の「正誤」欄で指摘されているものもあるもので、これらも発行後の校合によるものである可能性が高い（逆に「正誤」欄に掲載があっても、該当部分に朱字修正がなされていないものもある）。前述の誤字数の報告は、これらの作業の結果といえよう。

外部民間新聞社による印刷発行、それも3種類の異本が存在するなかで、県の永年保存たる定本を確定し、永久保存記録として管理していくことの困難さは想像にかたくない。

また、意見書は、新聞への登載をもって記録とすることを基本的に認めていない。すなわち、「県報へハ諸令達・訓令・告示等ヲ掲ケ、彙報以下ハ総テ新聞紙ニ登載スル」とい

う案に対して「彙報以下ニモ後証或ハ後日ノ参考トナルヘキモノモ少ナカラス、故ニ彙報以下広告ニ至ルマテ県報ニ掲載スルニ必要缺クヘカラサルモノト存候」と述べている。彙報・広告の記録化の必要性を認めるとともに、記録として「後証或ハ後日ノ参考」とするには、県報掲載が当然の必要条件とされているのである。庶務主任等にとって、新聞が「後証或ハ後日ノ参考」としての保存管理媒体でないことは自明の前提となっているといえよう。それゆえ、その理由は記されていないが、おそらく、次のように形態や掲載の様態、検索性などの問題が考えられるであろう。

第一に大判のその形態は、記録としての保存形態に適したのではなく、そのうえ、大半が他の一般記事が占めるなかに混在する掲載の様態は、閲覧においても、保存においても無駄の多いものとなる。必要であれば、スクラップという作業を前提として持たざるを得ない。実際、北海道の「各支庁及び町村などでは、公布式を掲載した新聞を切り抜き、反故紙などに庁令の部、訓令の部、告示の部というように分けて貼りつけて利用しているのが通常の形」であったという⁵³。

また、法令や告示などは、証拠・証明などのために、検索性をもって蓄積される必要がある。その蓄積は、通常の文書と違い、府県庁のみならず、郡役所や町村役場を始めとする収受機関においてもなされ得るものでなければならないが⁵⁴、新聞にはそのような機能が乏しい。新聞は速報性を重んじる、共時的空間伝達を目的としたメディアであり、記録という時間を隔てた通時的情報伝達を当初の目的とはしない媒体であることは、縮刷版や電子技術のない当時においては、より明確なものであったと言わざるを得ないであろう。

明治40年の『北海道庁公報』の創刊も、前述の新聞切り抜きの煩雑さからの脱却のための附録化が切っ掛けであったというが、新聞本誌掲載を公布式としている府県では、それとは別に公報誌同様の冊子に再度編集したものを刊行する例が少なくない。福島県36年調

査では、次のような事例が報告されている。

青森県：令達全書 月一回各部二分チ纂輯

広島県：公文全書 毎月十日一回発行

高知県：県令達月報

公報及付録ニ掲載シタル総テノ本県令達ヲ（中略）壹ヶ月毎ニ各類ニ分刷シ、索引目録ヲ付シ、仮製本ヲ以テ高知県令達月報ヲ発行スル

新聞本紙では記録となしえないために、改めて月刊で公報誌を刊行しているのと同じであり、空間伝達の新聞と時間伝達の月報類という、二本立ての刊行といってもいいであろう。これらの府県で永年保存とされる公布記録は、実際の公布式である新聞ではなく、これら検索と編綴に便のある再編纂された月報類が用いられることが予想される。また、新聞と月報類という二重性を脱却し、検索と編綴という記録性にも適した公報誌へと、公布式自体の移行を考えるのも自然な動向として視野に入る。

現在、県立図書館や文書館に残されている公報誌類は、目録上では一括して「〇〇県報」

「〇〇県公報」とされている場合でも、公報誌創刊以前の年代は実際の公布媒体ではなく、月報や原稿である場合がある。これは、公布式の方法・媒体が、記録として優れていたか否かを、数十年以上の時を経過した現在において、実際に示した結果となっている。このような観点から、当初新聞掲載を採用したいくつもの府県の変遷をみてみたい。

5-1 福島県

福島県では、明治19年の福島新聞社への命令書に「新聞紙附録中特ニ福島県報、郡町村公報ノ二欄ヲ設ケ」とあるのに対し、「当分ノ内、官報掲載ノ勅令・閣令・省令・告示等ハ新聞本紙ヘ登記スヘシ」とあり、当初から「福島県報」は本誌掲載ではなく、附録としている。同じ命令書のなかで「新聞用紙ハ洋紙ヲ用ヒ、幅員ハ竪壱尺五寸五分、横式尺三寸ニシテ式枚ヲ程度トス」とあり、かなりの大型で本紙を規定しているのではないかと思

われるが、翌年の契約更新に際しての命令書では「県令・訓令・告示・告諭・号外并ニ公報及郡町村公報ハ新聞紙ノ附録ト為シ、其用紙ハ堅硬ノ西洋紙縦七寸五分、横五寸五分ヲ用ヒ両面摺ト為シ、一日ノ発行八枚ヲ以テ程度トス」と修正している。

このような冊子型の別冊であれば、記録化のための編冊も比較的容易であり、県発行の公報誌に近い機能となる。名称も当初から「福島県報」を用いており、独立性が高い。福島県歴史資料館や福島県立図書館所蔵のものは、年代ごとに編綴、製本され、簿冊ないし図書の形態をなしており、新聞紙掲載というよりは、発行者こそ県ではないものの、整理保存性からは独立の公報誌に近いものがある。

しかしながら、歴史資料館保存の明治39年1～3月分をみると、福島民友新聞社発行のものは判型が小さくなっており、また、福島民報社のものは、新聞本紙に掲載されたものの切り抜きのスクラップである。このスクラップ版は明治32年にもみられる。4月9日までのものは『福島新聞』の附録版であるが、4月15日以降は、『福島民報』と思われる新聞本紙のスクラップである。発行順に編綴するだけで公布集・法令集として記録冊子化できる附録形態に比し、必要とされる作業量の差は容易に想像がつかのみならず、糊の変質や折り込みの多さなど、その後の記録の保存性・閲覧性にも難が多い。3新聞同時掲載であったこの時期、政党紙の色彩が濃い『福島民友新聞』や『福島民報』などに対しては、掲載方式や判型などの統一を徹底することが時に難しかったのかもしれない。32年の新聞スクラップでは、新聞本紙掲載時の表題自体が「福島県報」ではなく「福島県公文」とされる異同もみられる。発行主体の統一必要性は、テキスト異同による混乱回避のみならず、物理的な整理保存にも顕れることになる。

さて、命令書はさらに「公布及布達類ノ事項ハ官報目録ニ準シ前月分ノ目録ヲ印刷シ、翌月五日ノ新聞ニ添付スヘシ」と、月単位での目録という検索手段を用意している。官報

目録に準じる、すなわち、県令や訓令、告示などの類別に編集された目録は、逐次刊行物としての新聞や県報を離れ、毎号を一括の記録あるいは法令集として扱うことが当初から予定されている。この目録は、「明治19年9月4日付福島新聞第1125号特別附録」として発行された「明治十九年八月中福島県報及同郡町村公報目録」が最初で、その凡例には「此目録ハ福島新聞附録中ニ掲ケシ福島県報及同郡町村公報ノ一ヶ月分ヲ類別シ（正誤ニ係ル者ハ正誤ノ上）索引ニ便ナラシムル者ナリ」と、その類別による検索性をあげている。

月単位の目録発行は、単独発行の『埼玉県報』と同様の検索手段付与の方法である。埼玉県では、これ以上のツールを用意することなく、週2回刊行される公報誌本体と月1回の目録のみで現在にまで継続している。これに対し、福島県では、さらに『福島県報類纂』が発行されており、現在国立国会図書館、福島県立図書館などに残されている。国立国会図書館のものは、明治19年当初の第1～4号、編輯兼出版人は平山民次郎で、それぞれ明治19年8～11月に県報に掲載された1か月分の県令、訓令、告示、告諭、号外を類別編集して1冊に収めたものである。福島県立図書館のものは、福島町役場旧蔵の第353回（明治36年1月1日～15日分）から第400回（明治37年12月16日～31日分）である。町役場時代に2冊（36年と37年の1年分ごと）に合冊されたもので、半月分を1回として発行する頻度にかわっている。発行所は表紙では福島新聞社、奥付では福島活版社、印刷人は明治19年と同じ平山民次郎となっている。この間のものを確認できていないので、福島新聞社以外の新聞社からも刊行されていたかは定かでない。

次いで明治38年には、新たに『福島県公文月報』が県から刊行されている。福島県歴史資料館に残されている明治39年3月第9号の凡例には「明治三十八年四月一日以後本県公布式ニ依リ公布シタル県令、告示及訓令中、例規トシテ永久ニ保存ヲ要スルモノヲ纂輯シ、

毎月一回発行スルモノトス」とあり、さらに「本書ニハ附録トシテ左ノ事項ヲ掲載ス、但シ官報ニ登載セラレタルモノハ転載ノ限ニアラス」として次の10項目を挙げている。

- 一、顕著ナル郡市町村ノ治績
- 二、整備セル教育、勸業及衛生等ノ施設
- 三、法令ニ依リ公示スル以外ノ訴願裁決及異議決定書
- 四、重要ナル伺指令及照会回答等
- 五、褒賞条例及其ノ他ノ規程ニ依ル表彰但シ金穀財産等ノ寄附者ニ対スル褒賞ヲ除ク
- 六、文官普通試験及懲戒処分ニ関スル事項
- 七、諸統計ノ要領
- 八、農工商ニ関スル注意事項及実業学校又ハ試験場等ニ於ケル試験成績ノ要領
- 九、学術、技芸、制度、沿革及歴史等ニ関スル調査報告書又ハ復命書ノ要領
- 十、其ノ他郡市町村及学校等ニ有益ト認ムル事項

さらに翌39年3月に公布式を改定、「福島県報発行規程」を設けて、4月に県による発行に移行した。19年には「本県ノ布達々類及各課署ノ報告類」、20年には「県令、訓令、告示、告諭、号外并ニ公報」に限られていた県報の掲載事項は、第3条で「県令、訓令、告示、告諭、叙任及辞令、彙報、広告」と規定された。彙報として掲載すべき事項は、すでに紹介したとおりである。そして、公文月報は、「本月一日以降県報発行ニ付、公文月報ハ発行ノ必要無之候」として、3月限りで廃止された。

山田氏が指摘しているように、この一連の経緯に政治的要素などが絡んでいるのは勿論であろうが、情報・記録の観点からみても理解できる推移であろう。すなわち、速報性は持つものの、日々発行される新聞附録の県報に分散する情報を集約・整理し、記録化するものとして『福島県報類纂』は求められた。その『福島県報類纂』から『福島県公文月報』への移行の理由の一つとしては、「例規トシ

テ永久ニ保存ヲ要スルモノ」に対する異同をなくした正確性と権威性を保持するための、発行者の県への移行が考えられる。『福島県公文月報』第9号奥付では、発行者は福島県であるが、発行所は依然として福島新聞社となっており、定価（2銭9厘）の表示があることから新聞社から頒布されたものであろうことが推定される。実質的な印刷・編集精度の向上というよりも、県による発行という公布内容への権威性がある。

もう一つの、より大きな変化として「顕著ナル郡市町村ノ治績」以下10項目の事項収録がある。これら彙報的な情報をも記録として整理・蓄積させようとする志向であり、それは、県令や告示などの公布式にとどまらない、機関誌としての要素を加えた公報誌に一層近づいたものであった。それからわずか1年後の、彙報を備えた県による県報発行と『福島県公文月報』の廃止は、この方向性に沿うものといえる。

しかしながら、実際に発行された県報の彙報掲載件数は、埼玉県や奈良県に比して少なく、発行規程で規定したものの、ほとんど掲載のみられない事項もあることは前述のとおりである。

現在歴史資料館に保存されている一群のシリーズが、福島県の永久保存版として知事官房で保存管理してきた『福島県報』であることは、山田氏の研究にあるとおりであるが、明治39年4月の県発行化以前のもは、3新聞社発行のものが混在している。33年以降は同一年度に複数の新聞社のものが保存されており、いずれか1社のものを定本とするというよりは、刊行された全版を保存する方針であったと思われる。前述したような校合作業を3版に施し、県としての定本として統一させる情報管理は困難の多いものであったことが想像される。

なお、この一群の県報簿冊では明治22～28年分が欠けているが、県立図書館所蔵の同年代のものには、県が発行したとも考えられる時期がある。すなわち、27年4月9日発行の

ものは表題を「福島県報 第壹号」とし、奥付には「福島県庁発」「印刷所 福島活版所」とある。印刷所は28年4月から福島民報社に替わり、29年3月まで続く。郵便物の認可も「明治二十七年四月十八日通信省認可」と、27年4月がスタートとなっている。また、月ごとに発行される目次も、従来の「福島民報第千百九十号附録」などという表記から、「福島県報第九十五号附録」というように変わっている。そして、29年4月からは、再び新聞附録の形に復している。26年には県による「福島県報」⁶³発行構想があったことも指摘されており、何らかの変化があったことが考えられる。新聞掲載から公報誌へという推移が、必ずしも直線的に進むものではないことを示唆するものであろう。

ただ、いずれにしても、印刷・配布が新聞社による形に変化はなく、それは39年の県発行後も続いている。44年2月には、福島新聞社から職員の病気欠勤を理由に県報発行の1日延期願が出され、県はこれを許可している。病気欠勤という理由がそのとおりであるとすれば、地方における印刷技術やその普及度の問題でもあるが、名目上の理由で真の原因は他にあるのかもしれない。いずれにせよ、その不安定さゆえか、遅くとも大正10年(1921)には、県印刷所⁶⁴が設けられて印刷を行っていることがわかる。

5-2 富山県

県の発行になる『富山県報』第1号は明治22年5月17日刊で、それまでは『中越新聞』⁶⁵(21年『富山日報』に改題)掲載であった。福島県36年調査に付された5月7日制定「富山県報登載手続」(庁達第39号)によれば、毎週1回金曜日の発行で、登載事項は、県令、告示、告諭、訓令甲(一部ニ訓令スルモノハ除ク)、達(一部分ニ達スルモノハ除ク)、伺指令(参照トナルヘキモノ)、紀事(叙任辞令及報告類)、広告とされた。このうち、「紀事」が彙報に相当するもので、「官庁事項」「産業」などの区別はたてていないものの、

第1号では次の事項を載せている。

本県知事巡回、戸長死去、富山市会、高岡市会、「ハンカチーフ」製造、護鶏ノ犬、輸出米、本県令達編纂、文書編纂、徴兵令中疑義ノ廉陸軍省副官へ問合、伝染病患者、種痘、衛生談話

また、月ごとに「富山県報目録」が富山県第一部庶務課名で出されているが、その凡例に「目録ハ県令・告示・告諭・訓令・達及伺指令ニ止メ、各欄ヲ設ケテ之ヲ分ツ」とあるように、紀事、広告の収載は想定されていない。各号にも目次はないので、後日における検索は困難といえ、上記のような紀事情報に対する記録価値認識は低いといえようか。あるいは、認識はあっても経費をかけての実現は困難であったのかもしれない。

印刷発行は、新聞附録期に引き続き富山日報社で、奥付には「御用印行所 富山日報社」とある。富山県立図書館所蔵の『富山県報 明治23年分』には、富山日報社が発行した新聞附録版も残されている。標題は「富山日報 第千六百一号附録 明治廿三年七月六日」のように書かれ、巻末に「以上各項ノ記事ハ六月廿七日富山県報第五十九号ニ依リ抄録」と註記されており、県報発行後に抄録転載して新聞の附録としたものであることがわかる。福島県や埼玉県でも事例がみられたが、県報に遅れての、公布式としてではない発行であり、抄録に選ばれた重要記事に対して、新聞の広報性を生かそうとするものであったと思われる。

5-3 奈良県

奈良県の公報誌『奈良県報』は、明治27年8月17日の創刊で、それ以前は新聞掲載を公布式とした。その後、昭和29年には『奈良県公報』に改称されている。この変遷を反映し、奈良県立図書館に所蔵されている奈良県の公報誌は、①「奈良県公文録」(明治20年12月～27年)、②「奈良県報」(明治27年～昭和28年)、③「奈良県公報」(昭和29年～平成19年11月)の3つのシリーズにわかれる。こ

のうち、新聞登載期の①は、「奈良県内務部第一課」、「官房文書係」等の簿冊で、活版印刷の切り貼り→罫紙への墨書→原稿用紙の原稿という変遷をみせており、原稿には「[]月[]日下付 明[]日ノ紙上ニ掲載スヘシ」の印が押されている（「[]」内は手書き）。新聞本紙掲載を公布式とした場合の、県における永年保存記録のあり方の難しさを窺わせている。『奈良県報』創刊までの公布式の制度変遷は次のとおりである。

20年12月1日 県令・告示・告諭等は各戸長役場に配布し周知せしむ（県令第1号／明治二十年奈良県公文録）

22年11月25日 県令・告示・告諭は大和新聞及び大和日報に掲載するを以て公布式とする（県令第86号／奈良県公文録二十二年県令）

22年11月25日 訓令（内訓及び特別の訓令を除く）は大和新聞及び大和日報に掲載し配布せず（訓令第45号／奈良県公文録二十二年訓令甲号）

27年8月17日 県令は奈良県報に掲載し、郡役所・町村役場に配布するを以て公布式とす（県令第46号／奈良県令二十七年、奈良県報第1号）

この間、掲載新聞は『大和新聞』、『大和日報』のほか、『新大和』、『近畿自由新聞』の間で変動している。

整理と検索性向上のためには、やはり類別目録が1か月ごとに作成されており、その凡例は「県報目録ハ奈良県報ニ掲載シタル一箇月分ノ事項類別編製シ、以テ索引ニ便ナラシムルニアリ」と、その編集方式と目的を明示している。また、29年12月の「奈良県報印刷命令書」第10条では「県令及告示ハ県報掲載後、毎号五部宛各別ニ美濃紙ニ印刷シ県報発行当日午前二之ヲ当庁へ納付スヘシ、但該印刷ハ無代価トシ、用紙ハ予テ当庁ヨリ下附スルモノトス」と、県令と告示に⁶⁹限っての美濃紙5部納入を命じている。第1条では県報用紙を洋紙と規定しているのに対し、とくに保存用を考慮したものかもしれない。

5-4 岡山県

岡山県は、明治19年8月18日付岡山県令第1号で『吉備日日新聞』及び『山陽新報』への掲載をもって公布式と定めた。翌19日の『山陽新報』第1181号は、この県令を「岡山県録事」欄に掲載するとともに、巻頭に次のような社告を掲載している。

今回、岡山県令は我社山陽新報に掲載するを以て公布式と被定、従来各郡区役所・戸長役場等へ配布せられたる諸達示類は今月限り廃止相成るに付ては、我社は来る九月一日より紙面に非常の改良を加へ、尚ほ県令・告示等の如きは精密なる鉛版を以て美製本の一冊子に仕立、其翌月五日迄に無代価を以て進呈致候上、其他の記事一切勉めて公布式の実効を可呈様尽力淬励仕候に付、従来愛顧之諸君に一入御引立の程、切に希望する者なり

公布式指定の歓迎振りが窺われ、本紙掲載とは別に、県令、告示等を採録した月刊誌の刊行も宣言している。この社告は9月まで毎号巻頭に掲載され、9月1日付第1192号には、「岡山県告示」が掲載されたが、量的には1面の12分の1程度であった。翌2日には県令1、告示2、達1の計4件が掲載されたが、それでも1面5段のうちの1段半弱である。また、無代価進呈を読者に約した「美製本の一冊子」は、「岡山県報」の名で刊行された。岡山県立図書館に残る最も古いものは11月5日に発行された『明治十九年十月分 岡山県報 第三号』で、発行所は山陽新報社、「山陽新報第二千二百四十六号附録」と位置付けられている。翌年十月十日発行の「明治二十年九月分」をまとめた号から発行日が毎月5日から10日に変ったが、このとき再び「第壹号」となっている。これは、この号から3冊3か月で30銭、6冊6か月で60銭という定価による別売りが開始されたことによると想像される（同号には14か所の売捌所が掲載されている）。掲載内容は、県令、告示、諭達、達甲、達乙、達丙、訓令などであるが、それぞれ丁をかえ、丁数もそれぞれに通し番号が

別にふられており、号数ごとでなく、各号を解体して県令、告示等に類別して編綴する整理保存形態が考えられていたことがわかる。

この新聞本紙掲載を公布式とし、これをまとめた月刊の『岡山県報』を新聞社から発行するという方式が約10年続いた後、岡山県発行による『岡山県報』に移行した。すなわち、明治30年10月10日に山陽新報社から発行された従来の『岡山県報』第121号(明治30年9月分)に附録として付された「社告」は次のように説明している。

従来岡山県ニテハ県令・告示ノ他、訓令・諸達類ヲ印刷ニ付シ公布ノ節、直ニ之ヲ頒タレシニ、今回緊急事件ノ他ハ毎月三回、八ノ日ヲ以テ出版配布スル事トナリタルニ付、爾来本社ハ之ヲ受ケテ一手販売スルコトニ決セリ

これにより、「山陽新報発兌」の「旧岡山県報」は休刊し、岡山県を発行人とする「新岡山県報」も引き続いて山陽新報社が販売した。その第1号は10月18日に発行され、「本県県令ノ謄本及訓令等ハ發布ノ都度印刷頒布シタル処、自今岡山県報(毎月三回、但至急ヲ要スルモノアルトキハ随時号外ヲ発行ス)ニ登載頒布ス」という岡山県訓令乙第38号が掲載された。ここにおいて、公布の伝達は、「發布ノ都度印刷頒布」という速報性においては後退したものの、新聞掲載と月刊の『岡山県報』発行という二重性を解消し、その中間的な月3回という頻度による発行に一本化し、共時的空間伝達を行った県報を、そのまま通時的伝達をになう記録へと転化させた。また、彙報の掲載もみられる。

しかし、この方式は長く続かず、翌31年3月30日発行の県報号外に「本県訓令ハ自今山陽新報、岡山日報、中国民報ノ三新聞紙ニ掲載ス 但訓令附属ノ書式・図面等ノ緻密ニ渉ルモノハ県報ニ登載シ、其旨三新聞紙ニ掲記スヘシ」という訓令甲第11号が掲載され、4月から再び新聞掲載と月1回発行の『岡山県報』に戻る。福島県が調査を行った36年はこの段階で、県令、訓令、告示、論告、公告は

山陽新報社、中国民報社、関西新聞社の発行する新聞紙への掲載をもって公布式としていると回答している。

ただし、県報の発行者が県であることは継続され、また、前掲訓令甲第11号但書きが示す措置は、迅速性と周知性は新聞に委ねるものの、公布文を伝える正確性と記録性は県報にこそ認めていることがわかる。彙報の掲載も引き続きみられる。

現在に続く公報誌『岡山県公報』が刊行されるのは、大正10年4月8日のことで、毎週金曜日の発行とされた。全国でも遅い時期にあたるが、記録の役割は『岡山県報』が果たしてきたといえる。『岡山県報』は、県による発行と月1回の比較的少ない刊行頻度という条件により、3社による異同なく、校合・修正のうえ定本を確定させることができたのではないだろうか。

このような変遷の結果、岡山県立図書館所蔵の『岡山県報』のシリーズは、①山陽新報社による月1回発行の『岡山県報』、②県による月3回発行の『岡山県報』、③県による月1回発行の『岡山県報』という構成を成し、④大正10年以降の『岡山県公報』は、現在に続く雑誌のタイトルとして扱われている。このうち①と③は本来の公布媒体ではなく、後の編纂物ということになる。これは、公布式の指定の如何に関わりなく、記録としての整理保存性による選択と蓄積の結果といえるだろう。

5-5 香川県

香川県立図書館に現在マイクロフィルムで保存されている公報は、明治23年から大正8年までの『香川県公文月報』と大正9年以降の『香川県報』にわかれている。やはりこれは、公布式が大正期まで新聞掲載で行われたことの結果であり、前者は名称のとおり、本来の公布媒体ではなく、月単位での編纂物であり、瀬戸内海を挟んで向き合う岡山県と類似した変遷を示している。

実際には、明治23年1～3月分は、香川新

報社が「香川新報附録」として発行した『香川県布令全書』が収められている。4月からは、『香川新報』ないし『讃岐日報』の附録として発行された『香川県公報』各号と、各月ごとの目次を類別編纂した『香川県公報〇月分目次』（香川新報社）、『香川県公文目録』（讃岐日報社）で構成されている。『香川県公文月報』がみられるのは24年であり、この後の月報にも「明治廿四年四月十日内務省許可」の表示がみられる。福島県36年調査に付された新聞社への命令書にある「新聞紙初欄ニ香川県公報ト題シ」て掲載し（第2条）、「新聞紙ニ掲載シタル公文ハ毎壹ケ月類別編纂シ、香川県公文月報トシテ翌月十五日迄ニ印刷シ、相当代価ヲ以テ発売スヘシ」（第6条）という体制は、この年に確立したことが推定される。

記録としては、県立図書館のものがそうであるように後者が選択されるのが一般的であろう。第6条但書きには「但シ原稿ハ当庁へ検閲ヲ受クヘシ」とあるが、この「検閲」が『香川県公文月報』を信頼ある公報記録とするキーを握っていたといえる。同館マイクロフィルムは、大正9年分から県発行の『香川県報』及び『香川県報目録』となるが、この目録記載によれば、大正9年1月段階ですでに100号を越えており、また、県報に「大正七年六月七日第三種郵便物認可」の表示があることから大正7,8年には『香川県報』と『香川県公文月報』が並立していたことが考えられる。

5-6 徳島県

県報の創刊が明治45年であった徳島県では、県立図書館所蔵の「徳島県報（複製本）」のシリーズは、「徳島県報」の名称で総称されているものの、その内訳は県の公布制度の変遷にあわせて次のように変化している。

- 1 明治4～19年：管内布達、甲乙号布達など
- 2 明治19年：県令、訓令、論達、告示
- 3 明治18～19年：徳島県布達全報

- 4 明治19～23年：徳島県公文類輯
- 5 明治24～43年：徳島県公布全書
- 6 明治45年～：徳島県報

徳島県では、県令や訓令が単独の刊行物として残されているのは19年のみで、本シリーズは次の3つの月刊誌に替わる。

①徳島県布達全報

明治18年4月13日創刊＝明治18年1月分収録

発行：林省三書房（不舍堂）

例言：毎月一回宛出版ノ都合ニテ其ノ月ノ布達達類及ヒ伺指令等ヲ取纏メ翌月五日限り印刷発売スルモノトス

②徳島県公文類輯

明治19年10月分収録より所蔵

発行：徳島日日新聞本局 普通社

本誌ハ毎月十日ヲ以テ発行ノ定日トス

③徳島県公布全書

明治24年1月分収録より所蔵

発行所：芳川堂

編纂方法：本書ハ県令・訓令・告示・論達・伺指令等、各部ニ分チ纂輯シ毎月十日一回発行ス

福島県36年調査によれば、この時期の公布は『徳島日日新聞』、『徳島新報』、『徳島毎日新聞』3紙への掲載であった。新聞紙第一面に「録事」欄を設け、「令達、叙任、市町村、農工商、土木、教育、衛生、兵事等」の事項を区分して登載することが命令書第一条で規定されている。これら3月刊誌は、やはり岡山県や香川県同様、事後に1か月分をまとめて発行する法令集であって公布媒体ではなく、それ以前の布達類やその後の『徳島県報』とは性質を異にする。

しかしながら、県立図書館「徳島県報（複製本）」シリーズ本には、「庶務課往復係」「知事官房記録係印」「内務部第一課」の印や知事官房記録係、第一部庶務課による表紙が付されている。また、索引の各号上部には「年月第号ニテ改正」「年月第号ニテ廃止」等の押印がなされ、本文が更正されており、知事官房などの県庁記録管理担当

組織において定本としての扱いを受け、管理されてきたシリーズであることが窺われる。

このうち、『徳島県公布全書』第1号巻頭には「徳島県公布全書編纂方法」が掲載されている。これは、次のように出版社側の編纂上の工夫と読者側の編纂方法を述べ、「月報」ではなく「全書」として記録化することを視野に入れたものであった。

一 本書ハ県令・訓令・告示・諭達・伺指令等ヲ分類シテ編綴スルノ趣旨ニ付、該標目ヲ首ニ掲ケ、次号以下ハ之ヲ略シ、其頁数モ部類ニ依リテ区別セリ、故ニ一年ノ終ニ至リ其部類ヲ区別シ更ニ次項ニ掲クル本目録ヲ附シ、本綴ト為スベシ、又改廃表ニ依リ各其本文ヘ記註セラルヘシ

一 本書毎号添付セル目録ハ仮目録ナルヲ以テ、一年ノ終ニ至リ、更ニ本目録及ヒ改廃表ヲ刊行シテ配布スベシ

この方法は、明治18年に刊行が開始された逐次版『法令全書』に倣ったものと思われる。逐次版『法令全書』は月刊の本編12冊と索引1冊で構成されたが、内閣官報局は本編12冊を解体し、法律、勅令、閣令等の法令形式ごとに1年分をまとめ、上下2巻に合綴し直すことを「法令全書閲讀者注意」に記しており、「徳島県公布全書編纂方法」もこれに倣ったと思われる。『法令全書』では、合綴し直す際に用いる「明治〇〇年法令全書上(下)内閣官報局」と印刷された中表紙と、たとえば布告の冒頭にくるものには「布告」と印刷された仕切紙も官報局から頒布された。⁶⁷⁾

福島県36年調査によれば、同様の編纂方法は『青森県令達全書』でも行っており、これ以外の他府県でも採用された可能性もある。このような再編綴は行わないまでも、公布は新聞紙上で行い、記録のために改めて月報を発行するという方法を採用するにあたっての前提に、国における官報と『法令全書』という二者の存在と関係が影響したことも考えられる。

『徳島県報』は明治45年4月12日に第1号

が発行された。「明治四十五・大正元年徳島県報索引」によれば、県報の収録内容は、県令、告示、訓令、諭告、彙報で、彙報には蚕糸事項、社寺事項、市町村事項、農商事項、褒賞事項等がみられる。第1号奥付の印刷所は徳島日日新報社(明治43年徳島日日新聞と徳島新報が合併)、毎週金曜1回発行である。

5-7 その他の事例

以上、わずかな例ではあるが、公布式と公報誌、新聞の関係の変遷を紹介した。このほか、先行研究では、明治40年に公布式たる公報誌『北海道庁公報』を創刊、2年後に公布式は新聞掲載に戻したものの、公報誌も継続して発行した北海道(『北海道庁公報』の再度の公布式化は昭和11年)⁶⁸⁾、明治31年の『京都府公報』創刊まで、公布式を郡区役所掲示(19年)、区役所・町村役場での縦覧及び掲示(26年)で通し、新聞を用いなかった京都府、明治20年1月より一度は新聞掲載をもって公布式としながら、翌21年に郡役所・戸長役場への掲示に復した群馬県(『群馬県報』創刊及び公布式化は32年)⁶⁹⁾、官報登載(附録と本文の変遷もあり)から明治30年に新聞掲載に移り、翌31年に独立発行となった『警視庁東京府公報』など、様々な選択と経過を知ることができる。

このように、時間を隔てた通時的情報伝達、それも期間を限定しない永続的な伝達能力の保持が求められる記録たるためには、①正確かつ証明性・原本性への権威をもつテキストへの一元化、②整理保存と検索性に優れた形態と編集、という条件が必要であり、その継続性の保持のためには、③経費と労力の合理性・効率性、という条件も不可欠であろう。紙型の統一や筆写編纂から文書原本編纂への移行など、府県庁における記録管理の変遷はこれにそうものであったといえる。

テキストの正確性と権威性を最も強く求められる公布記録は、より一層これを求められることになると考えられる。一方で、ひろく管内への周知が求められるものであり、共時

的空間伝達性も高く求められる。そのことは、さらに作成・発行主体である府県庁という組織においてのみならず、郡役所や町村役場などの多くの他組織においても記録化できる条件を満たさねばならないことを意味する。

そのため、新聞本紙への掲載から、新聞本紙ではなく新聞別冊附録としての登載、新聞紙掲載と月報類との併用、新聞紙掲載と公報誌との併用、そして公報誌への一本化まで、いくつかの形態、方法がとられることになった。それは、県政やメディア等の状況が異なるなか、各府県ごとに変遷の流れや時期を異にしながらも、公報誌へと集約される歴史であったといえよう。⁷²

6 府県史としての公報誌～まとめにかえて

わずかな事例での検討にすぎないが、新聞登載との比較をとおして、府県公報誌を情報の共時的空間伝達と通時的時間伝達という観点から検討した。ここで改めて埼玉県の事例に立ち戻ったとき、それは、一度も新聞登載を行うことなく、明治19年8月という最初期から一貫して公報誌を発行し、公布式としてきた稀少な例に属するといえるかもしれない。その端的な要因として、公布式たりえる新聞の不存在があるが、それにしても、京都府や群馬県のように、諸令達の掲示・縦覧という従来の方法を継続することも可能であったはずである。

それらの方法をとらず、公布式に関する内訓や地方官官制に対して、すぐさま県報を立ち上げた要因を単純に論ずることはできないが、ここでは「歴史」という観点を考えておきたい。

『埼玉県報』が創刊される1年前の明治18年6月、政府の指示により明治7年以来継続されてきた府県史編纂事業が修史館に引き上げられた。これに対し、吉田清英埼玉県令は、その後も県単独での編纂を継続した。

この府県史は、布達・達や諸規則、官省等との往復文書などを「県治」「学校」「租法」などの類目ごとに編年編纂したものが基本で

あった。収録されている史料は、類目によっては民間の文書もあるが、基本は府県庁の公文書である。すなわち、「府県史」の編纂は府県にとっては、自らが作成・収授し管理する公文書を「史料」として選択し、類目別編年に編成するものであった。

府県立庁以降がいわゆる本編であり、まず明治7年までの分を編纂し、ついで8年以降も毎年分を編纂し、提出することが求められていた。吉田は、これを「十九年八月県報発布マテノ分」まで編纂し、「余ハ県報ニ譲ラント欲ス」との考えを示している。吉田は、府県公報誌を府県史に継続するものとして位置付けたのである。

府県史編纂継続の必要性は、山梨県の編輯主任者山田弘道によっても次のように説かれている。⁷⁴

制度規則ノ施設ヨリ人情風俗ノ変遷、農商工業ノ盛衰、衛生教育ノ進否、警察獄事ノ弛張、戸数人口ノ多寡、租税段別ノ増減、道路橋梁ノ開通、治水築堤ノ経画ニ至ルマテ、総テ百般ノ事態各其起原興廢沿革ノ綱要ヲ知ルモノ一モ史ニ根底セサルナシ、然ルニ一旦之ヲ廢止セラル爾後何ヲ以テカ考証ニ供スベキ

また、明治21年10月に福島県に着任した山田信道知事は、「地方政務ノ沿革、民物ノ盛衰ヲ始メ、管内諸般ノ事蹟ヲ觀ント欲シ」だが、文書整理が悪くこれを調べることができないことに危機感を抱き、その整理に着手した。そのうちでも、最も急を要するのが「置県以来ノ布達々県令訓令其他例規タルモノノ存廢等」であるとして、最初に「諸令達ノ調査・謄写・校合等」の調査・編纂にあたったが、それが完了した後には、その謄本を「県史ノ材料ニ充テ、引続キ県史ヲ編纂セシムヘキ」との考えを示している。⁷⁵

これらの3人が言う「県史」は、府県史編纂事業がそうであったように、過去の歴史叙述ではなく、自分たちの同時代を未来に伝えるものであり、そのための同時代記録の編纂であった。それは、まず自らの組織での行政

運営に有用かつ不可欠なものとして認識されている。それゆえ、なかでも重要かつ緊要なものは諸令達等の例規であった。

山田にとっては、「実ニ混雑極リナク今僅ニ現行ノ布達・県令ヲ通観セント欲スルモ容易ニ検閲シ能ハス、殊ニ布達ノ外ナル従来ノ達書及訓令ノ如キハ得テ搜索シ得サルノ実況ニシテ往々執務上差支ヲ感シ居候」という状況を解消するための「令達編纂」がまず必要であった。それは「執務」に必要なツールとなると同時に「県史ノ材料」として認識された。

一方の吉田は、日常の記録管理の中で「県史編纂ノ参考準拠トナルヘキ文書ハ、総テ記録主任ニ於テ其主任ヨリ謄本ヲ求ムヘシ」というように「県史ノ材料」を整備し、県史の編纂を継続していた。その吉田にとって、新たな公布式は、「県史ノ材料」にとどまる単なる共時的空間伝達とするのではなく、それ自体が通時的時間伝達を果たす記録となり、「県史」としても通用する編纂性を持ったメディアとして作成されることが必要であったのではないか。新聞掲載や個々の公布物掲示では、その要は果たせないのである。

ここにおいては、公報誌というメディアは、当初からアーカイブズとして生み出される記録となる。

註

- (1) 拙稿「近現代における行政アーカイブズ公開の歴史的検証-明治後期~昭和戦前期の図書館と府県庁記録-」(『アーカイブズ学研究』7、2007年)
- (2) 県庁での市民への文書閲覧の可能性は、たとえば、山口県では明治27年制定の文書保存規程第16条に「郡市町村吏員及人民等ヨリ文書ヲ閲覧若クハ謄写センコトヲ申出ルトキハ、記録掛ハ主務者ニ合議ノ上、知事ノ決裁ヲ経テ許可スヘシ」と位置付けられている。この規定が、いかなるケースを想定して「人民等」の文書閲覧・謄写を許可しようとしていたのかは定かでない。山口県文書館蔵山口県庁文書 戦前A 総務87「処務細則及文書取扱一件綴」(伊藤一晴「明治期山口県庁における文書保存規程」、『山口県文書館研究紀要』27、2000年収録)
- (3) アーカイブズの視点からの国民国家を考えた研究成果として、歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』(1999年、日本図書センター)がある。
- (4) 国-府県-郡市-町村という重層的な組織群のなかでアーカイブズを考える必要性については、拙稿「郡役所の文書と情報-埼玉県 郡制施行以前 1879~1896-」(本誌第21号、2008年)においても触れている。
- (5) 以下、官報については鈴木栄樹『「官報」創刊過程の史的分析-日本における近代国家の形成と法・情報』(山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』、1996年、吉川弘文館)
- (6) 当館収蔵埼玉県行政文書明938「庶務部 報告(官報関係書類)」
- (7) 埼玉県行政文書明955「庶務部 報告(県報関係書類)」
- (8) 福島県歴史資料館蔵福島県庁文書F56「公布式」
- (9) 埼玉県行政文書明899「庶務部 記録(図書、建白)」、埼玉新聞第5号(当館収蔵林家文書7683)
- (10) 本稿の埼玉県の新聞・雑誌については、埼玉新聞五十年史編さん委員会編『埼玉新聞五十年史』(1994年、埼玉新聞社)、寄居町教育委員会町史編さん係編『寄居町史編さん調査報告第二集 新聞・雑誌記事目録・資料集』(1978年、寄居町教育委員会)、三木民夫「埼玉県新聞・雑誌史覚え書1」(『埼玉民衆史研究』7、1981年)、埼玉県編『新編埼玉県史 通史編5 近代1』(1988年、同県)、井上涼子編「埼玉県立文書館収蔵近代雑誌目録」(本誌6、1992年)。
- (11) 奈良県の事例として、次のような措置が取られている。
明治27年8月2日 大和新聞発行停止につき、当分の内近畿自由新聞紙のみを以て公布式とする(奈良県告示第101号)
同年8月10日 大和新聞解停により大和新聞と近畿自由の両新聞を以て公布式とする(奈良県告示第105号)
- (12) 註8前掲資料
- (13) 山田英明『「福島県報」の誕生-府県公報の史料学的検討-』(『福島県歴史資料館研究紀要』25、2003年)。以下、福島県に関しては基本的に本論考を参照としている。
- (14) 註8前掲資料。山田英明『「福島県報」関係史料(一)』(『福島県歴史資料館研究紀要』24、2002年)所収
- (15) 註7前掲資料
- (16) 大熊(正)家文書3426など。これについては、註4前掲拙稿でも註で触れたことがある。また、

北海道における同様の事例が次のように紹介されている。

「当館所蔵の柳田家資料の中に、北海タイムス附録として、公報とは別に北海道庁の庁令などを掲載した印刷物（明治四〇年四月発行分）が残っている（『北海道庁公文綴』B1-2 377）。また、「郡治類典 明治二十七年 小樽郡役所」（A7-21 8941）の中にも、北海道毎日新聞附録として、同じような印刷物を見ることができる。このように実際には、新聞附録の公文印刷物が出された事実はあるが、その実態は不詳である。」（佐々木裕道「北海道における法令公布制度の沿革概要-北海道庁期を中心に-」、『北海道立文書館研究紀要』3、1988年）。

また、福島県では県による『福島県報』創刊後、新聞社に対し、混乱を防ぐため『福島県報』の名称で刊行している附録の改称を求めている（註13前掲論文）。

- 17) 熊本県立図書館蔵熊本県公文類纂18-11「文書記録外」
- 18) 有山輝雄『近代日本のメディアと地域社会』、2009年、吉川弘文館
- 19) 註7前掲資料
- 20) 註7前掲資料
- 21) 福島県庁文書F57「公布式関係」
- 22) これを超えるのはこの他、東京府755、岐阜県850、新潟県832など。配布個所で特徴的なものとしては、栃木県の巡査教習所、娼妓健康診断事務所、群馬県の県下各新聞社、佐賀県の長崎税関支署、新潟県の大小林区署、鹿児島県の島庁などがある。
- 23) 福島県庁文書F58「県公布式関係書類」
- 24) 註23前掲資料
- 25) 郡役所の蔵書については註4前掲拙稿で紹介を行った。
- 26) たとえば、徳島県の呉郷文庫は、特志家石原呉郷により大正4年（1915）に設立された個人経営による図書館であるが、県庁所蔵の府県史料稿本である『名東県歴史』などを筆写収集して閲覧に供していた（註1前掲拙稿参照）。このような蔵書の閲覧提供は近世からその事例がある（拙稿「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」（『歴史学研究』625、1991年）など）。
- 27) 註21前掲資料（福島県36年調査）
- 28) 奈良県立図書館蔵『奈良県報』第22号
- 29) 福島県庁文書F59「公布式」
- 30) 註18有山前掲書。
- 31) 五代雄資「地方における印刷の大衆化と近代印刷の展開(2)-近代における印刷文化の歴史的諸相-」（『元興寺文化財研究所研究報告2005』、2006年）による。原資料は、宮崎県文書センタ

一蔵。

- 32) 註16佐々木前掲論文
- 33) 明治27年「奈良県報編纂規程」（明治27年庁達第71号）第4条。奈良県立図書館蔵奈良県庁文書1-M41-13「明治四十一年川路知事青木知事事務引継書」
- 34) 「岐阜県公報編纂手続」、註21前掲資料（福島県36年調査）
- 35) 註7前掲資料
- 36) 註7前掲資料。なお、郡役所との関係については註4前掲拙稿参照。
- 37) 水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年）
- 38) 埼玉県行政文書明1943「官房部 職制」
- 39) 埼玉県行政文書明2003「官房部 職制」
- 40) 埼玉県行政文書明2004「官房部 報告」
- 41) 埼玉県行政文書明2010「官房部 報告」
- 42) 埼玉県行政文書明1994「官房部 往復」
- 43) 註40前掲資料
- 44) 註29前掲資料
- 45) 『奈良県報』第1446号、大正15年8月21日など
- 46) 『奈良県報』第1428号、大正15年7月28日
- 47) 愛知県総務部文書課編『愛知県公報 100年の歩み』、愛知県公文書館、1987年
- 48) 明治29年県令第36号、『奈良県報』第172号
- 49) 註23前掲資料
- 50) 註23前掲資料
- 51) 福島県報12。なお、福島県庁文書F45「明治四十五年 事務整理委員会関係」に編綴されている「文書係沿革調」には、明治35年1月現在の係員として、上席の永倉、属の樋口、弓田以下5名があげられている。押印にはこれら係員と同姓の印が確認できる一方、それ以外の印もあり、これら5名以外にも回覧されたことがわかるが、このうち何名が校合にまで携わったかは定かでない。
- 52) 福島県報19、同23
- 53) 註16佐々木前掲論文
- 54) 埼玉県では、大正2年に郡役所等の諸機関に対し、月ごとの目録を付しての県報編綴整理を徹底するよう通牒している（埼玉県行政文書大174「官房部 報告」）。
- 55) 註16佐々木前掲論文
- 56) 註8前掲資料
- 57) 福島県報29
- 58) 福島県報30
- 59) 福島県報7
- 60) 福島県報1
- 61) 註23前掲資料。ただし、この号には附録は確

- 認できない。筆者の確認した第9号は、明治39年の県による県報発行に際して紙質の見本としてつけられたものであるため、附録は実際にはあったものの編綴されなかった可能性もある。
- 62 註23前掲資料
- 63 註13山田前掲論文
- 64 註23、29前掲資料
- 65 富山県印刷工業組合編『富山県印刷史』、1981年
- 66 註33前掲奈良県庁文書
- 67 岡田昭夫「『法令全書』創刊考」(『法制史研究』48、1998年)
- 68 註16佐々木前掲論文
- 69 竹林忠男「明治期京都府における令達公布制度の変遷」(京都府立総合資料館『資料館紀要』15、1987年)
- 70 小暮隆志「群馬県における明治期行政文書の作成と施行-令達および文書事務関係規程にみる-」(群馬県立文書館『双文』2、1985年)
- 71 東京都公文書館「東京都公報の歴史～町触から公報まで」、同館HP <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/0716kouhou.htm>
- 72 もちろん、それを情報論・記録論からみた自然調和的帰結としてではなく、政府の政策や指導の影響、福島県や宮崎県の例にもみられるように府県間での情報交換などから考えねばならない。
- 73 明治22年12月29日「知事更迭事務引継書」(埼玉県行政文書明966「庶務部 職制」、埼玉県教育委員会編『埼玉県史料叢書9 明治大正期知事事務引継書一』、1999年、所収)
- 74 上野晴朗「山梨県史解説」(山梨県立図書館編『山梨県史』第一巻、1958年、同館)
- 75 福島県庁文書F31「明治24年引継目録」、藤田定興「福島県における公文書の保存と廃棄のはじまり」(『福島県歴史資料館研究紀要』22、2000年)
- 76 埼玉県行政文書明941の1「庶務部 職制」